

Equites Romani 研究序説

井 上 智 勇

正 誤 表

頁	行	誤	正	頁	行	誤	正
I	1	Stuby	d	31	1 7	Vze_is	I
"	1 3	Peninsular	la	32	6	φόρ	φόρ-
"	2 0	emerges	e	33	1 3	ゝ	ゝ
"	2 6	untotched	tou	34	1 6	ハンニバル	バ
3	2	インテリゲチァ	ゲンチ	35	3	"	"
6	1	伝承上み	上にみ	36	9	姻戚	戚
"	"	Equite	tes	38	1 0	法株序	秩
"	1 1	appelavit	lla	40	9	増々	益
"	1 4	σωματος	ώ	41	註 2	Strabo,	b.,
"	1 5	κελέριρι	ο	"	註 7 の 1	Vgl.	l.,
9	6	カートー	カト	"	" 1 0	Fruementum	m,
"	9	"	"	"	" 1 4	ibiel	d
"	1 4	監理	管	"	" 15 の 1	383. Vgl.	Vgl.,
10	1 2	監察監	官	"	" 1 6	5 6	5; 6
15	2	改治的	政	45	" 3	102f	102f.,
"	註 5 の 1	Girared	d	"	" 8 の 4	342a	364a
"	註 9	Strassfurter	b	48	8	局	極
"	1 8	収獲物	穫	52	6	ἐμπορι	ροι
17	1 4	魚民	漁	55	4	ロー市民	ローマ
18	1	"	"	"	1 0	想違	相
"	註 4	de	D	56	註 6 の 3	P	p
"	註 3	orient	r	57	" 16 の 1 ~ 3	P	p
"	"	helenique	lle	58	1 5	復	複
20	1	思恵	恩	59	4	世末	世紀
21	2	前紀	記	60	1 5	導	道
"	1 7	無果菓	花果	66	1 1	所罰	処
23	5	収獲期	穫	"	1 8	Capurarius	p
24	1 5	Tanromenium	u	71	註 19 の 2	the	The
"	1 8	拳	拳	"	" 19 の 4	p. p	pp
27	9	収獲物	穫	"	"	Cit	cit
"	1 4	収獲	"	72	2	結托	託
13/31	1 7	Theuda_is	l	73	8	"	"

Equites Romani 研究序説

井上智勇

目次

はしがき

- 一、伝承上にみえる初期の Equites Romani
 - 二、経済的社会的階層としての Equites
 - 三、騎士階層の経済的發展の基盤(一)
 - 四、騎士階層の経済的發展の基盤(二)
 - (イ) シシリール島
 - (ロ) イベリア半島
 - (ハ) 属州アフリカ
 - (ニ) ローマ勢力の東方進出と Equites
 - (ホ) マケドニア征服の結果
 - (ヘ) 小アジアへの進出の結果
 - 五、不当取得裁判所の独占
 - 六、騎士階層の階層的自覚
 - 七、共和制末期の政局と騎士階層
 - (イ) 騎士階層の階層的統一性の確立
 - (ロ) 反元老院の志向
 - (ハ) 反民党的志向
- あとがき

は し が き

私がこの問題を手がけるようになったのには、二つの理由があった。一つは私の主観的な観想であり、今一つは客観的な歴史からの要請である。

今さら戦前の事態の懐想でもあるまいが、戦争がみじめな敗戦で終りを告げたとき、私自身にとって、迫りくる一つの問題は、この戦争にまで至る歴史過程の中で、果してわれわれインテリゲンチヤは何をしたか、という問題であった。戦争は軍部や一部資本家の狂信的な指導が国民大衆をそれに導いた結果である、と戦後のインテリゲンチヤは非難するけれども、軍部に属せず、資本家でもなく、といって無知な大衆でもないインテリゲンチヤ、日本における一種の中間層をなすインテリゲンチヤは、その知性をもって如何なる役割を果たしたというのであるか。昭和六年の満州事変を境として、ひしひしと迫つて来たファッシズムの潮流に、せい一杯の抵抗を試みたのが昭和八年の滝川事件であった。この防波堤が押し流されて後は、最早抵抗の力を失い、日華事変後になると、却つて日本の帝国主義政策に対して、進んでこれを正当化しようとする理論の樹立に奉仕するインテリゲンチヤが生まれた。この間いわゆるオールド・リベリストの多くは、歴史の波濤を頭からかぶりながら、結束する方途も考えず、僅かにシェストフの悲劇の哲学に共鳴しながら、ぼそぼそと研究室の片隅で時流をなげいたり、歴史主義の行きづまりを感じて、トレルチの歴史主義の克服を小声で叫んだり、ベルディアエフとともに第二の中世を論じて、自ら慰めとした。つまり最も知性を誇るべき中間層としてのインテリゲンチヤは、少数のファッシズム政策の協力者を除いて、その大部分は、自由主義の名のもとに、歴史から離れ、敗戦への歴史の流れを傍観したのではなかったか。日本のファッシズムの抬頭は、政党の腐敗・軍部勢力の政治への介入、ウォール街の証券取引所の混乱を起点とする世界的不況等、内外の歴史事情の生みだした歴史的必然であったとしても、その中にあつ

て社会の中間層を構成するインテリゲンチアの無気力、無能であったことも、少くとも消極的責任を負うべきものである。……こうした思いが、インテリゲンチアの一人としての私に、敗戦後から今に至るまで消え去らない感慨の一つとなっている。そしてこのような現実的感懐はおのずから私に、一般に歴史的展開において、それぞれの社会の中間層は、一体どのような役割を演じたのであろうか、という問題を提起したのである。そしてこの問題は、客観的な問題として、私の専門分野における問題把握に赴かせたのである。

エトルスキ王権を廃除して、ラテン人がラテン人の手による共和制ローマを樹立したことは、一方では異民族支配からラテン人を解放して、かれらが政治的自由をかちとった意味における自由の確立であり、他方では、国家主権を王個人の手から市民全体の手に移したことによって（勿論眞の法的平等は後に至って確立したが）、王個人の恣意的意志の対象としての市民が、自ら承認し又は規定する法によって自らを規制する法的自由を獲得するに至ったことを示した。したがって王政から共和制への転換は、民族的解放と市民の政治的自由の獲得との二重の意味で、革命的意義をもつものであった。十二表法の制定、護民官の設立、リキニウス法、ホルテンシウス法の制定など、共和制成立後の一連の歴史は、共和的自由の原理を具体化してゆく歴史であった。

しかし古代ローマにおける自由の発展は、法の前に市民全体が平等であるという法的自由の確立過程ではあったが、社会の実態は、古い身分制的不平等と、経済力を背景とした階級的分裂からくる二重の矛盾を孕んでいた。この矛盾の中から共和末期百年の権力闘争が生まれ、ついにアウグストゥスによる元首制確立となって共和制ローマは終りを告げた。この事実こそサイムの研究以来ローマ革命の名で呼ばれている事実で、私をしていわしむれば、王政の廃止を第一の革命と**い**うべく、サイムのいう革命は第二の革命、むしろ反革命**と**いうべきであろうと思う。その呼び名はとにかく元首制の樹立によって、数百年の間連続した共和的自由は失われた。この事実は勿論古代ローマ史そのものの上で最も注目すべき事

実であるばかりでなく、もし人がキリスト教の発展、八百年のチャールズ大帝、九六二年のオットー一世の戴冠、中世における皇帝思想、一四五三年まで命脈を保った東ローマ帝国などの起点として重視するならば、同時にヨーロッパ発展を理解する上にもその重要性をもつものといえることができるであろう。しかし私はここで元首制確立の歴史をヨーロッパ史の上で与えられるべき意義について論じようとしていない。むしろ古代ローマ史プロパーの上で考察しようとするのであり、そしてその考察は完結した事実をその時点においてとらえようとするのでなくて、その過程を政治的社会的発展の上で考察しようとするのであり、特にその過程における、ローマ社会の中間層としての *Equites Romani* の演じた役割を検討しようとするのである。これは、さきに京都大学文学部五十周年記念論集に発表した拙論「ローマ共和制崩壊期の社会」に提出しておいた一つの問題への解答でもあるのである。

さて *Equites Romani* そのものをとりあげた研究書は必ずしも多くはない。そのうち *Equites Romani* について最も克明に史料を詮索し、事実の究明にあたったものは、時代的には既に古いが *Emile Belot, Histoire des chevaliers romains, 1866, 2 vols.* であろう。われわれはこのブローの書において *Equites Romani* に関する最も詳細な事実を知ることが出来る。十年前に上梓された *H. Hill, The roman middle class in the republican period. 1952* は *Equites Romani* についての最新の研究書であるが、ブローの研究を凌ぐものとはいえない。これらの書は何れも主として *Equites Romani* の政治的力の発展を追求しているけれども、そのような発展を必然たらしめ、また可能にした社会経済的背景への研究が未だ十分とはいえないと考えられる。すでに一九三六年に *Beatrice Jenny 女史* も *Der römische Ritterstand während der Republik* なるモノ グラフマを上梓し、その中で *Th. Mommsen: Römisches Staatsrecht III. 527-539; Kübler: Equites Romani, in R.E.; Soltan: Reiter, Ritter und Ritterstand in Rom. [Zeitschrift für österreichischen Gymnasien 1911] A. Stein: Der römische Ritterstand. [Münchner Beitrag zur Papyrusforschung und antiken Rechtsge-*

schichte; Heft 10. 1927]等の研究を批判して、それらがいずれも *Equites Romani* の法制史的研究にとどまることを述べ、女史自身は新しく、この騎士階層を社会的政治的関係において把握しようとする、自らの研究態度を表明している。(B. Jenny, op. cit. Einleitung)。

凡そ *Equites Romani* が、後論するように、ローマにおける商工業を独占する階層として発展した以上、その政治的活動も、その経済的活動と無関係ではあり得ないであろう。またローマのようなくに法的規制の強固な国における経済人が、自らの経済活動を容易にしようと望む場合、その経済活動に関連する法的規制に対して、これを自己の有利な方向へ導くために強力な働きかけをするであろうことも、既に予想し得ることである。したがってローマ騎士階層の発展は、常に社会的経済的事情と政治的諸関係との相互関連の展開の上に考察されねばならないであろう。私が本論においてとった考察態度はまさにここにある。

最後に注意すべきことは、騎士階層が経済的社会的階級を構成したとはいえ、その歴史的發展を、単に階級的関連においてのみとらえてはならないということである。元老院階層がその勢力を失墜する帝政時代と異り、共和時代のローマにおいては、紀元前三世紀のホルテンシウス法によって市民の政治的平等が確立されて後も、*nobiles* と *plebs* との身分的相違は執拗に保持されていたからである。したがって共和制ローマの社会的政治的發展の基礎には、伝統的な身分的対立と、共和末期に著しい現象としてあらわれた経済的階級的対立との二重の対立があつたことを忘れてはならない。ローマ騎士階層の発展の歴史を理解する場合にも、この二重の矛盾がからみあつてすることに注意を怠つてはならないと私は考える。

一 伝承上みえる初期の Equite Romani

ローマの歴史の上に「騎士 equites」があらわれたのは王政時代であることを、古典史料は伝えている。即ち

Plinius は *Naturalis Historia* の XXXIII. 2. 9, 35 に次のように伝えている

騎士の名称は屢々変化した。……ロムルス王及び諸王の下ではケレレスと呼ばれ、ついでフレクステンテス、後にはト
ロソーリといわれた *equitum nomen saepe variatum est* …… *celeres sub Romulo regibusque appellati sunt, deinde flexuntes, postea trosuli.*

また Livius は *Ab urbe condita* の I. 15, 8 に次のようにいつている。

ロムルスはしかし、貴族達よりむしろ一般市民に歓迎されたが、何よりも武人としての精神が愛好された。かれは三
ケントゥリアの兵士を護衛兵とし、これをケレレスと呼んだ。かれはこの護衛兵を戦時にも平和時にも身辺においた
(Romulus) *multitudini tamen gratior fuit quam patribus, longe ante alios acceptissimus militum animis; tre-*
centosque armatos ad custodiam corporis, quos celeres appellavit, non in bello solum sed etiam in pace habuit.

ゆゑに Dionysios von Halikarnassos は *Ρωμαϊκὴ ἀρχαιολογία* の II, 13 に次のように伝えている。

ロムルスは一〇〇人からなる元老院 τὸ βουλευτικὸν τοῦ ῥωμαίου を組織するとともに、尚一団の若者を組織して、か
れの護衛と火急の仕事とをさせようとした (*ἡ χορηγία φυλακῆς ἐνεκα τοῦ σωματός καὶ πρὸς τὰ κεραιεῖς τοῦ ἔργου*
ἐμπροσθα)。そこでかれは名門の家庭から最も勇敢な者三〇〇人を選んだ。かれらは一様にケレレス *κελέριες* と呼ばれ
た。

以上は何れも共和末期・帝政初期の資料であつて、果して事実を正確に伝えているか否か疑わしいのであるが、とにか

く共和時代以後のローマ人が、ローマにおける騎士の出現は王政時代であると信じていたことだけは確かである。そしてその騎士は、本来的に、戦時平時を問わず、王の身の護衛と、騎馬による迅速な仕事をなすことを任務としていた一種の常備兵として表象されていた。リウィウスの伝えるところによれば、^①ケレレスは Rannes, Tries, Luceres……ローマ市民を構成した三つの部族名として伝えられている……三部族にもとづいて三つの百騎隊 Centuria に組織され、一ケントゥリアは十組の十騎隊 decuria からなっていたという。これと関連して注目されるのは、ラテン語の語原研究をもつた Varro の De origine linguae Latinae. V. 91 の記録である。それによれば「各部族（の百騎隊の中）から、十騎づつを集め、三十騎をもって騎兵中隊 turma を編成した。」そして騎兵全体の総指揮を tribunus equitum がとり、その下に各百騎隊には centurio が、各十騎隊には decurio が隊長となり、中隊の指揮はそれに所属する decurio 中の年長のもの senior decurio がこれをとつたのである (Polyb., VI, 25, 1. Marguardt, Röm. Staatsverw. II², 348)。このような騎兵隊の組織は共和末期の兵制にもみられるところで、その組織は、その成立時期が伝えられているように王政の初期にあるか、乃至はその末期かは不明であるが、伝統保持の強いローマにおいては、古い組織の維持によるものと考えられる。つまりローマの騎士制度は、その成立の時点を確認をもって指摘することはできないが、組織そのものの本来の性格は、純然たる軍事組織であって、かれらが特別な政治的特権をもっていたと考えるべき痕跡は認められない。

ではこの初期の equites はどのような社会層の出身であったか。これについては、上に引用したディオニシオスの記述「かれは名門の家庭から最も勇敢なるもの三〇〇人を選んだ。かれらは一様にケレレスと呼ばれた」から推察されるように、ローマ社会の最上層部、即ち貴族であったと考えられよう。この推測は、ローマの政治的・軍事的な諸制度を改革した王として知られるセルウィウス・トゥリウスのうちたてた新しい制度によって、貴族のみならず、平民の上層部のものもまた騎兵に編入されたと考えられるべき点からも逆推することができるのである。平民の騎士への編入は次のよう

な記録からたしかめることができる。

リウイウスは「タルキニウス王はサビニ族がローマに侵入しようとする国家的危機にあたって、騎士の数が僅少すぎるとし、これを倍加して六〇〇騎にした」^②とのべ、さらにセルウィウス・トゥリウス法によって一八〇〇騎に増加せしめた後も、もとの六〇〇騎をとくに *sex centuriae* として区別し、新しい一二〇〇騎を「後の(新しい)騎兵 *posteriores equites* と呼んだ」と伝えている。この新しい一二〇〇騎こそ平民出身と考えられるのである。というのは、キケローは *De republica*, II, 39 において、「一八ケントゥリアエのうち *sex centuriae* が民会における投票の場合に優先する」ことをのべ、古い百騎隊と新しい百騎隊との身分的差別のあることを暗示し、騎兵となりうる者の資格を身分を示す言葉で表現せずに「最高資産をもつと認められた *census maximus* の人々」という、経済的いわば階級的範疇をもってあらわしている。リウイウスも騎兵は「市民の最上層部から *ex primoribus civitatis*」^③とのべて、*patrici* とか *nobiles* という語をつかっていない。われわれの考察に一層明瞭な根拠を与えてくれるのは *Dionysios von Halikarnassos* IV. 18 の記述である。かれはここでセルウィウス法による騎兵は、「最大の富をもつもの、及び氏素姓の優れた者の中から *ἐκ τῶν ἐχούτων τὸ μέγιστον τίμημα καὶ κατὰ μέρος ἐπιφανέων*」編成されたと記録している。このディオニュシオスの記述と、さきのキケローの記述と、さらにローマ社会が本来的に身分制社会として出発し、富の配分も貴族が優越したとはいえ、平民の中にも貴族に劣らぬ富裕者の存在したことを思えば、^④右にみられる「*census maximus* の人々」「*primores*」*「οἱ ἐχούτες τὸ μέγιστον τίμημα, οἱ κατὰ μέρος ἐπιφανέων*」という概念には、貴族とともに平民中の経済的上層部が含まれていたと考えねばならない。

しかもローマの歴史が示すように、連続する半島支配のための戦争は、騎兵の戦略的重要さを高めた。そこで国家は常に潜在的騎兵をもっていなければならない。このため国家は、馬の購買と飼育に対して、財政的な補償を与えねばならな

かった。即ち Livius, 1, 43, 9 によれば、セルウィウスは各騎士に対して、国費をもって、一匹の馬の購入費 *aes equestre* として一〇、〇〇〇 *as* と、その飼育費 *aes hordearium* として二〇〇〇 *as* を与えることとし、その財源の一部として、寡婦、孤児など、戦時にも出征しないものに出資せしめることとした、と伝えている。かかる初期の騎士が「公馬をもつ騎士 *equites equo publico*」といわれるものである。勿論「公馬をもつ騎士」がセルウィウス王の創設か、後の制度を古典記述家が、その古さを示そうとして王政時代のこととしたのであるか否かは明かでないが、かかる騎士の制度が共和時代にも長くうけつがれていたことは、紀元前二世紀のカートーが、「馬の購入費は二二〇〇 *as* 以上であつてはならぬ、と定められるべきである *oportere institui, ne quo minus duobus miibus ducentis sit aerum equestrium*」と主張しており、またキケローも *De Republica* II, 20 に、タルキヌス王の制定した騎兵がスキピオ・アエミリアヌス時代まで残っていたとのべている。スキピオはカートーと同時代の人である。つまり紀元前二世紀まで *equites equo publico* の制度は継続していたのである。(因みに、ブローは紀元前二一八年に元老院が貨幣を改鑄して銀貨一ドラクマを新 *as* による一六 *as* としたことに注目し、さらにブローは旧・新の貨幣にふくまれた銀・銅を計量して、貨幣改鑄前の公馬の値を 327kg. の銅、即ち 2335gr. の銀、改鑄後には 3880gr. の銀の値にあたるとしている。E. Belot, op. cit. vol. I, pp. 143-146)。ローマはこのように戦力としての騎兵を重視し、国費で軍馬購入費と飼育の費用とを供給したのであるが、それだけに、平素からこの馬の飼育と監理が十分に行われているかどうかは、常に戦争を念頭におかねばならなかった当時のローマ政府にとっては、国家の盛衰にかかわる一事であつた。それなればこそすべての監察官 *censor* にとって、公馬の調査 *equitum recognito* が重要な任務の一つでもあつたのである。

戦争を連続的に行わねばならなかつたローマにあつて、有力な戦力としての騎士となるように国家から保証されている者は、その身分が貴族であろうと平民であろうと、社会において一種特殊な特権階層としての意識をもつたのに相違な

い。恐らく公馬をもつ騎士となることは、平民上層部のものにとつては、軍役による貴族化への道を開くものであったであろう。がここに尚注目すべき記録がある。それはリウィウスによれば、「紀元前四〇五年から前三九六年に至るウエイイ Veii 戦争中のことであつた。即ち紀元前四〇三年にウエイイ包囲のローマ軍が、敵の巧妙な作戦によつて大損害をうけ、騎兵も多く失われて、ローマは一時戦略的危機に直面した。この国家の危急を知つて、所有財産の上からいえば騎士となるべき資格のあるもので公馬の支給をうけていなかった人々が、『自分の持馬で出征する equis suis merere』ことを元老院に申し出た。元老院は喜び、感謝の念をもつてこの申し出をうけいれた^⑦」というのである。勿論これは法制化されたものでないが、この非常事態から生まれた「私馬をもつて出陣する騎士 equites equo privato merentes」は、今後永くローマの戦力となつてゐる。ここで今一度この事実が生まれる以前の段階を思い浮べると、ローマの騎士は、その第一の段階においては、戦時平時を問わず王の護衛を任務としたが、セルウィウス法以後は常備の騎士ではなく、戦時のみの騎士である（このことは、セルウィウス法の内容が王政時代の制度のみならず共和時代のものを含むと考えられる一つの根拠ともいえる）。これはローマの騎士の発展にみられる第二の段階である。そしてかかる騎兵は本来的には equites equo publico であつて、それになる人間は、貴族及び監察監によつて騎士となるべき財産をもつと査定された平民の中から選ばれた。がウエイイ戦争を転期として、第三段階の騎士があらわれた。即ち今や平民中に騎馬を飼育するだけの十分な資産をもつものが、equites Romani の予備的な存在となつて来たのである。そしてこれらの人々が貴族でなく、今のべたように平民中の有力者であつたことは、さきの十八個の百騎隊中の新しい十二個の百騎隊が平民出身者であつたことから推察されるだけでなく、これらの騎士について伝えている古典史料にみられる表現からも推測できる。というのは、ポリビオスはこれらの騎士については、「ケーンソルによつて財産にもとずき選ばれた者 πούρτιδιον ἀβρόν τερενηλιών ἑπὶ τοῦ τειγγρον τῆς ἐκδορίας^⑧」といひ、ディオニッシオスは、「財力あるもの βίον εὐπορίαςαρες^⑨」といつて、その氏・素姓につ

いては何もいっていないからである。われわれはしたがって、ここに、身分的には元老階級を中心とした貴族と区別されながら、しかも財力的には貴族に匹敵する力を持ち、戦時には貴族出身の騎士とともに、国家から軍馬購入費と飼育費を支給される有力な平民の他に、戦時に私馬にまたがって出陣する有力な平民があり、かれらは戦時には、騎士として貴族と行動を共にする特殊な階層を形成するに至ったことを確かめることができるのである。

註① Liv., I, 13.

② Liv., XXXVI, 8.

③ Liv., I, 43.

④ 拙著「ローマ経済史の研究」参照

⑤ Cato, *Veterum oratorum fragmenta* II.

⑥ Liv., VII, 41, 8.

⑦ Liv., V, 7, 13.

⑧ Polyb., VI, 2, 9.

二 経済的社会的階層としての Equites

Equites Romani は右にみてきたように、その初期の段階においては、主として身分的優位性と、経済的階級的優位性を基礎として、軍事的奉仕を主要任務とするものとして発展した。即ち平民出身の騎士は、上に向つては貴族という身分的優越者をもちつつ、一般的平民に対しては、軍制上の優越者たる資格を誇っていた。ところがローマの対外的拡大に於て、国家の補助やローマ人自身の経済的負担の下に維持されるべき騎兵を組織するよりも、この負担からローマ人を解放して、この軍事的経済的負担を新領土の住民に転嫁することが有利であり、実際的であると考えられてきた。そしてこの方策を最初にとつたのが、*Scipio Africanus* であつたのである。かれは第二ポエニ戦争中に、イタリアに侵入して神出鬼没し、更にアフリカに帰国してローマに抗戦しようとしたハンニバルの軍勢に対抗する必要上、ローマの騎士だけでは不足とし、他のイタリア諸部族、スペイン人、ヌミディア人等から騎兵を招集することを始めたのである。①恐らくこれは戦線が拡大しただけでなく長期にわたつたための非常手段としてとられた方策であつたであらう。しかしこれより以

後、軍馬の購入、補充、その飼育など、費用のかさばる騎兵は、主としてローマ市民外のイタリア人や属州民から召集することが慣例となり、ついには属州民の騎兵がローマ騎兵やイタリア人の騎兵に代って、その任務を遂行するようになったのである。^② カツシウス・ディオの記述によれば、紀元前一三三年の奴隷戦争に用いられたローマ騎兵が、正規軍所属の騎兵としての最後であったという。^③ またマリウスの兵制改革によつて、軍隊の私兵化の傾向が決定的となると、騎兵もまた有力者の提供する経済的利益に蝟集する私兵的騎兵とならざるを得ない。こうして従来のローマ市民中の騎士は、その本来の軍事的性格を脱落し、その発展の第四段階として、従来その性格のうちに内包していた経済的優位性のみを保留する社会階層、つまり純然たる社会的経済的階層としての騎士階層に転質し、本質的な変化をとげたのである。

すでに軍事的 *equites* としての性格を失い、社会経済的活動を主とする *equites* となつた騎士層は、共和末期には、*equester ordo* 即ち一つの独自の社会階層として自他ともに認めるにいたつたのである(Livius, IV, 13には、紀元前四四〇年に *Sp. Maelius* を *ex equestri ordine* と記しているけれども、これはモンゼンが *Staatsrecht III, S. 483.* に指摘しているように、リウィウスがその時代の概念を古い時代に適用しているものというべきであろう)。これまで騎士となるには、ケーンソルによる財産査定が行われたことは前にも述べたが、社会的・経済的な階層としての「騎士階層 *equester ordo*」の出現する段階においても、その一員となるのに、なお一定の評価規準が存在したかどうか。

右の問題を決定すべき明瞭な史料は、残念ながら今日みることはできない。しかしそれが存在したと推量せしめる史料が一つある。それは *Lex Acilia* という法令である。この法令は紀元前一二三年護民官となつたガイウス・グラックスが、兄のティベリウスと同様に、土地を喪失して苦しむ貧困市民を救おうとして公地再分配法案を考案したとき、元老院その他の反対を予想し、かつ兄が元老院階級の貴族と騎士階層とともに敵にまわして失敗したのにかんがみて、平民中の有力な騎士階層を自己の陣営に引き入れるために、かれ自ら乃至はかれの同僚によつて考案され、民会を通過した司法

関係の法令 *Lex iudicaria* である。これについては第五節で詳論する積りであるが、ここでは簡単に触れておきたい。

ポエニ戦争以後ローマは海外に領土を得たが、それらを属州とし官吏を派遣してこれを統治せしめた。属州はこれを統治する官吏は勿論、経済的に活動しようとするローマ人にとって、まさに私腹を肥やすべき美田であった。ローマ政府はそこで、紀元前一四九年以来属州行政及び属州におけるローマ人の不当な行動を制約するために、かれらの属州における不当な権取を裁く常置の陪審裁判所 *Quaestio perpetua de repetundis* を開き、その審判員全体を元老院議員で構成していたのである。^④ とつひが *Lex Acilia* によれば、*ab eo qui dictator, consul, praetor, magister equitum, censor, aedilis, tribunus plebei, quaestor, IIIvir capitalis, IIIvir argeis dandais adsignandais, tribunus militum legionibus*

III primis aliqua earum fuerit, queive filius eorum quojus erit, queive ipse vel quojus pater senator siet,... とあるように (P. F. Girard, *Textes de Droit Romain*, 1936. P. 33) この裁判所から、元老院議員、元老院議員であったものの、やがて元老院議員となる可能性をもつ一切の官吏を除外し、これに代つて審判員全部を騎士階層のものに独占せしめることを規定したのである。^⑤ 後にもみるように、騎士たちは当時、純粋な経済人として各属州で活躍している。その活動が不当であるかは問わず、かれらの自由な活動が可能であるか否かは、まさにローマにおける裁判権をかれらの掌中に握るか否かにかかっている。かれらの多くがガイウス・グウックスの改革に協力したことは疑をいれない。がしかしそのことは今私はここで問題にしない。それよりもこの法令において、如何なるものを騎士として認められたかが問題である。この重要な問題については、今日残るこの法令が断片的であつて、私の今の問題には明確な答を提供してくれないことは極めて残念である。ただ想像されることは、この法令において騎士の資格が、従来と同じように財力を規準として規定されたであろうこと、またガイウス・グラックスが騎士階層を自己の陣営に引き入れようとしたことから、従来の規準よりも低い規準をうちだしたであろうということである。

ガイウス・グラックスが騎士階層を自己の陣営に引きつけようとして、かれらに提供した好餌は裁判権だけではない。かれは騎士階層に対して、新たに得た属州アジアにおける1/10税、牧場税、及び関税の取立事業を、ケーンソルを通じて委託することとした^⑥。その上、これまでは元老院の恣意にまかされていた請負契約料を法的に規定したのである^⑦。これらはいうまでもなく騎士階層の経済的活動の舞台を拡張、またその事業計画を容易にするものであった。

右のようにみてくるならば、ガイウス・グラックスの改革は、社会的経済的意味における騎士階層 *equester ordo* の確立する過程において、一つの決定的な転期をなすものと認めるべきであろう。勿論騎士階層として一つの社会的経済的な階層を構成すべき社会層、ヒルの用語でいえば *Roman middle class* は、この改革以前にも存在したのであるが、かれらは排他的な元老院階級から、少数の例外を除けば、政治的高官への道をとざされてきた。が今や、拡大された領土内における経済活動の分野では、逆に元老院議員をはじめとする貴族を、属州における搾取事件を取り扱う裁判所からしめだし、かれら自身の経済活動の自由を、裁判権の獲得によって保証し、かかる政治的権力を背景として、経済活動のより一層の発展を可能にするに至ったのである。なお注目すべきことは、この法令によって、元老院と騎士階層の対立が触発されたことである。その意味でこの法令は騎士階層を一つの階層として自覚せしめる上にも、また決定的な転期をなすといえよう。

キケローの現実的政治的な思想と行動を研究して、かれの思想と行動の中核が「貴族と騎士階層との融和 *Concordia ordinum* を求めること」にあつたとする H. Strassburger も、その著 *Concordia Ordinum*, 1931 において次のように主張している。「融和 *Concordia* の概念は紀元前五世紀のギリシアにおける標語であるが、この融和思想は早くローマに輸入され、既に紀元前三六七年に、即ちリキニウス法の成立直後に、融和の神の神殿が建立された。しかし、この初期の *concordia ordinum* は元老院と民衆、換言すれば、貴族と平民との融和であつた。しかしガイウス・グラックスの改革に

よって、ローマの大小の実業家や金融業者がそこからあらわれた騎士階層は、元老院と一般大衆との間に立つ中間者として、政治的な力をもってきた。ポセイドニオスの言葉でいえば、ガイウス・グラックスは、従来成立していた元老院と騎士階層との融合をなく裂させたのであり、ハリカルナッソスのディオニュシオス流にいえば、ロムルスによってうちたてられた *ἐπιβολα* を破壊したのである」^④

註① Liv., XXVI. 50, 14; XXVII, 38, 11; XXX, 33~5.

② H. Hill, The Roman Middle Class in the Republican Period, 1952, P. 26.

③ Cassius Dio, 78, 8, 303

④ Polyb., VI, 17, 7; Beatrice Jenny, Der römische Ritterstand wählend der Republik, 1936, S. 20.

⑤ P. F. Girard, op. cit., Appian, Bello Civile, 1, 22, 92; Tacit.

Annales xli, 60; Plin. n. h. xxxiii, 1, 34

⑥ Verr., 3, 6, 12; Fronto, ad Verum, II, 1; Gell., 11, 10, 3.

⑦ Polyb., VI, 17.

⑧ Poseidonios, (F. Gr. Hist. 87, III, b.)

⑨ Strassfurger, op. cit. SS. 2~6. Dionysios von Halikarnassos, II, 11

三 騎士階層の経済的発展の基盤(一)

ローマ騎士階層の経済的発展の地盤は、国内的にはローマの身分制社会の特質と、対外的にはローマの国外発展による経済分野の拡大とに求めることができよう。

国内的关系において特に注目されるのは、この方面のことを研究する人々が様に重要視する一つの法令、即ち紀元前二一八年に護民官クイントゥス・クラウディウスが民会に提出してこれを通過させたクラウディウス法 *Lex Claudia* (時のコンスルたるフラミニウスの名をかりて *Lex Flaminia* ともいう) である。その法令は次のように規定している。「元老院議員及び元老院議員たりしものの子供は、三〇〇アンフォラエ(約八一〇〇リットル、約四五石二斗余)以上の船舶を所有してはならない。——かれらのラティフォンディアからその収獲物を運ぶにはそれで十分であり、あらゆる営業はす

べての貴族にとってふさわしいものではない *ne quis senator cuive senator pater fuisset maritimam navem, quae plus quam trecentarum amphorarum esset, haberet — id satis habitum ad fructus ex agris vectandos, quaestus omnibus patribus indecorus visus.*」^①この法令を成立せしめるにあたっては、リウィウスも記述しているように、貴族側から猛烈な反対があつたが、これを支持したコンスルのフラミニウスは、民衆の支援の下にコンスル選挙にあたつて再選の榮を得ている。勿論フラミニウスが騎士階層の利益を計ろうとしたのであるか、または貴族身分の品位を保持しようとしたのであるかはわからない。併し紀元前二一八年といえ、カルタゴの勇将ハンニバルを向うにして、ローマが第二ポエニ戦争に突入した年である。この法令が戦争突入前か後かは明かでないが、何れにしてもローマが国運を堵して戦うべき危急存亡の時期に直面していた事態にかわりはない。戦争は船舶の建造、軍需品の調達、軍隊の輸送など、経済人にとっては、いつの時代にも巨利を得べき機会を提供する。元老院議員やその他の貴族にとつても大きな魅力であつたに相違ない。しかし元老院議員やすべての貴族がこの魅惑に没入したならば、従来かれら貴族によつて指揮され統制されてきたローマ軍は烏合の衆とならざるを得ない。軍の指揮者は俄かに養成できない。しかし戦争は目前にある。このような情勢をみると、フラミニウスならずとも、少しく国家のおかれた歴史的境位を憂うるものは、貴族を経済的魅惑の外におき、従来の身分的品位を保持しめ、政治と軍事に専念せしめようと考えるのは当然である。フラミニウスがこの法令通過に協力したのは、貴族または騎士階層の一方的利害を考慮した上ではなく、右にのべたような、伝統的身分制社会のローマが第二ポエニ戦争という大戦争を迎えた場合の、国家的見地からの必然的方策であつたであらう。

しかし、この法令が如何なる立場から制定されたにしても、われわれにとつてとりわけ重要なことは、貴族階級がその身分の故に對外貿易その他の營業から法的にしめだされ、営利活動が専ら平民の手に、事実上は財力をもつ騎士階層の手によつて独占される道を開いたことである。

第一次ポエニ戦争にシシリ島を獲得し、つづいてコルシカ、サルディニアを得て、ローマとこれら属州との経済関係は急激に増大した。それ以前においては、カルタゴとの通商条約が示しているように、ローマは海外貿易に積極的な姿勢をみせたことはない。^②ジャン・ハッツフェールの研究によれば、東方のヘレニズム諸国にはじめてローマ人 *Pojatores* が現われ始めたのは、漸く紀元前三世紀の中頃であった。^③クラウディウス法は、紀元前三世紀の終りになって、漸く海外貿易その他の営業が発展のきざしをみせ、それがローマ社会の身分的構造を変化しかねまじき情勢に達したことを示すとともに、元老院階層をはじめ貴族は従来通り、ラティフンディアの所有者たるにとどめて、^④その経済的地盤を固定化することによって、社会構造の変化を防止しようとしたものであることを物語っている。と同時にこの新しい経済情勢を専ら騎士階層にのみ解放したことは、かれらを純粹に経済的階層へ転化せしめる決定的モチーフであったといえる。

キケローはその義務論 *De officiis* 1, 42. 150-151 において利益を追求する人間活動の分類を試みている。かれはこれを卑小な職業と尊敬に価する職業とに分類している。それは職業自体にもとずく分類ではなく、かれ自身のもつ道徳的価値観にもとずくものであるが、かれは次のように分けている。即ち、尊敬に価する職業に属するものは、高い知識と熟練とを必要とする医師、建築業者、教育者、それに貿易商と土地の経営であつて、卑小な職業は、(イ) 人に憎悪の念をおこさず営業、例えば高利貸、収税人、(ロ) 肉体的な労働力だけで生活する者、(ハ) 小売商人、(ニ) 手工業者、(ホ) 魚屋・肉屋・料理屋・腸づめづくり・魚民・香油屋・舞踊手等である。このキケローにみられる営利事業を蔑視する観念は、恐らくかれ自身だけのものでなく、ローマ社会の伝統的構造からきたものである。何故なら、ローマは本来農業国家で保守的色彩が強く、国家において名をなす最高の道は政治と軍事に関係すること、しかもそれらにおける指導権は、常に貴族の手に掌握されてきた。しかも、近代のような俸給制度の欠如したローマにおいては、一般大衆にとって政治や軍事に専念して上層階層への上昇の道は閉ざされている。政治的・軍事的な特権を維持する貴族にとっては、常に計算のわ

ずらはしさが伴い、政治や軍事に時間をさき得ない営利事業よりも、常に安定した収穫をあげる土地を所有し経営するところ、最も相応しい経済的地盤であったのである。キケロー時代においてさえも「何ほどかの利益をもたらすあらゆるものの中、田園耕作にまさってよいもの、ゆたかなもの、甘美なもの、これほど自由人にふさわしいものはない」^⑤とのべて、農業経営を最高の営業として激賞しているのである。

しかしながらこのキケローも、規模の小さい商業を侮蔑の眼でみているけれども、「諸方から物資をあつめ」、「満足すべき利益をあげる」貿易商は、農業経営におとらぬ尊敬すべき営業と認めているのである。かかる巨利をもたらす海外貿易は勿論、すべての営業から貴族を除外するに至った *Lex Claudia* は、有力な平民たる騎士階層をいよいよ経済活動に専念させるに至ったのである。

註① Liv., XXI, 63, 3.

1919. p. 18.

② 拙著『ローマ経済史の研究』参照

④ Vgl., Cato, de agricultura, 1, 1~2.

③ Jean Hatfeld, Les trafiquants italiens dans l'orient hellénique,

⑤ Cic., op. cit. 1, 42. 泉井久之助訳『義務について』八二頁。

四 騎士階層の経済的発展の基盤(二)

ローマ騎士階層の経済的発展を可能にしたものは、その国内体制は勿論であるが、否それ以上に推進力となったものは、ローマが対外戦争の結果獲得した新領土＝属州のもつ経済能力であった。属州自体のもつ経済能力を騎士階層はその経済活動の行動半径にくみ込むことによつて、かれらの経済発展に、量的にも質的にも異常な飛躍をもたらしたのである。われわれはこのことを理解するために、個々の属州自体の経済能力の分析と、それに対して騎士階層が如何にその経済的な活動をいどんだかを検出してみなければならぬであろう。ただしこの際本論の目的から、対象を共和末期の激動

期に至るまでに取得された属州の分析に限定しておきたい。

(イ) シシリー島

さてローマの最初の属州となったのはシシリー島である。第一ポエニ戦争（前二六四～二四一）の結果、シシリー島はローマ領となり、前二二七年に、ローマ元老院によって派遣されるプラエトル支配の属州プロウインキアとなったのである。われわれはここで新しい対外領土の統治形式には触れることを避け、直ちに属州の経済分析に進んでゆこう。

残念ながら、シシリー島が属州となった当初の時代の経済事情を明かにする史料はない。紀元前一世紀に書かれた史料から推察するより道はない。けれども、そこにしるされた経済情勢は主として農業に関連したものである。農業技術の飛躍的發展のなかった古代の事情であったことを念頭におくならば、紀元前一世紀の農業事情も、紀元前三世紀の終り、紀元前二世紀のそれとは、さしてへだたりのなかったものと考えてよいであろう。

まずわれわれは、キケローの口を通して、紀元前二世紀のカトーの言葉を聞こう。カトーはシシリー島を「ローマ国家の穀倉であり、ローマの大衆を養う乳母である *Cella penaria rei publicae... nutrix plebis Romae*」^①と述べている。

シシリー島の穀物生産は紀元前二世において、増加して来たローマ市の大衆市民を養う上に、重要な役割を演じていたことが確認される。紀元前一世紀のストラボンも「この地の豊饒さについては、ここにあらためて論じる必要はない。何故なら、ここがイタリアに少しも劣らぬ豊饒の地であることは、総ての人の口の端に上っているからである」と述べている。^②紀元前七三年から同七一年にかけてシシリー島民を搾取したウェルレスに対する、前七〇年にローマで開かれた裁判官においてキケローは、激しくウェルレス攻撃の論陣を張ったが、その中でかれがのべた次の言葉が注目される。「裁判官諸君、諸君はすべて、属州シシリー島のローマ国民にとっての有用性という点からいえば、その最大なるものは、そこか

ら送られる穀物である、ということをまず心得るべきである。この属州の他の産物によっても、われわれは思恵を蒙るけれども、まさにこの穀物こそ、それによってわれわれが養われ、支えられているものである *nam ceteris rebus adiuvatur ex illa provincia, hac vero alimur ac sustinemur.*^③ キケローがここで、「他の産物」といつているものは、紀元一世紀の叙事詩人シリウス・イタリクス *Silius Italicus* が第二ポエニ戦争を歌った“*Punica*”の中で、歌いあげた次の句の中に見出されよう。^④

この島の地は多くの力にみちている

犁には産物の返礼がある

山々はオリーブの木に覆われ

葡萄の樹は天下に聞え

ここで育つ駿馬は戦の叭喇の音にも

たじろかない

つまり穀物以外に、オリーブ油、葡萄酒、軍馬等がシシリ島の産物として知られていた。けれども、どの産物よりもシシリ島の名を高め、ローマ市民の生活に最も密着していたものは、キケローのいったように穀物であったことは、右にあげた若干の史料から明瞭である。では一体どれ程の穀物がシシリ島で生産され、どれ程が流通過程の上にせられたのであろうか。

キケローはウェルレス攻撃の熱弁の中で、紀元前七三年の、*Lex Terentia et Cassia* について論じている。従来シシリ島においては、穀物について通常 $\frac{1}{10}$ 税が課せられてきたが、ローマ政府がローマにおける食糧事情からその必要を認めた場合には、シシリ島における土地所有者又は農民に、 $\frac{1}{10}$ 税の量と同量の穀物をローマ政府に売却せしめること

としていた。このような方策がいつから始まったかは明かでないが、すくなくとも紀元前一九一年以後において、しばしばとられたことだけは確められる。^⑤そしてキケローによれば紀元前七三年の前紀の法律によって、……この法が制定されるに至った原因は、スパルタクスの叛乱による穀物生産量の減少、したがって1/10税にあたる穀物量の減少、そしてその不足を補う必要にあつたようである。……生産量の1/10の物納と、さらに同量の穀物をローマ政府への売却の形で供出する制度が固定化されたのである。^⑥恐らく共和末期のローマ市の人口、とくに無料で穀物を支給すべき人口の増加にもとずく、政府の対処策であつたであろう。ところでキケローによれば、元老院はシシリ島の穀物買い上げについて、一モディウスあたり三セステルケス、平常年間の買収額を九、〇〇〇、〇〇〇セステルケスと定めた。したがって買収総量は三、〇〇〇、〇〇〇モディイ（約一六万五千石）である。これがシシリ島における穀物生産量の1/10にあたるのであるから、シシリ島の穀物生産は通常一六万五千石で、このうち、紀元前七三年までは、毎年一六万五千石が税として、ときにローマ政府の要求によつてはさらに一六万五千石が、紀元前七三年以後は毎年三万石がローマ政府に供出されたことになる。^⑦これとは別に徴発されることのある穀物 *frumentum imperatum* が大体八〇〇、〇〇〇モディイ（約四万四千四百石）がある。^⑧即ちローマに送付されるべき穀物総量は、紀元前七三年以後は、合計約三七万四千四百石である。

ではこの少からぬ穀物は如何にして集められ、誰によつてローマに運ばれたのであるか。

属州における1/10税徴収者は一般にデクマーマヌスまたはデキマーマヌス *decumanus, decimanus, pl. decumani, decimani* とよばれたが、シシリ島のかれらは、1/10税の徴収だけでなく、政府買い上げの第二の1/10穀物 *altera decuma* or *frumentum emptum* or *frumentum decumanum* の買収、その他農民の売却しようとする葡萄酒、オリーブ油、或はアーモンド、林檎、無果菓、スモモ等の果物、チーズ、馬、蜂蜜等^⑨を買い集めた。かれらデクマーマニはまさにロストフツエフのいうように、相当の資本金をもつ卸売商人であつたといわねばならない。^⑩恐らくかれらは奴隷や解放奴隷を使用し

てその事業を經營したにちがいない。したがってかかる事業に進出し得るものは自ずから資本の有無という条件によって限定される。紀元前一世紀前半の史料にみられるデクマーニのうち、テルマエの *Sthenius*^⑩、ハラエサの *Dro*^⑪、アギリウムの *Sossipus* と *Philocrates*^⑫、ケントゥリパエの *Heracius* 等は、その名からみて在地の資本家であろうが、キケローの同書 3, 36 にみえる *Quintus Septicius* と同書 3, 61~62 にあらわれる *Quintus Lollius* とは、キケローの指示するよう

に明かにローマの騎士である。

さきにもみたように、年々増加してゆく首都ローマの住民にとって、シシリ島の穀物は、その生命の源泉の一つであった。ここにおける 1/10 税の徴収、第二の 1/10 量の穀物の買いつけは、首都の市民を養い、治安を維持する上に、政府の重要な仕事の一つである。シシリ島がローマの属州となり、その穀物がローマ社会の安寧を保持する上に重大な比重をもつことが明かになったとき、事業欲に燃えたローマの騎士階層が、この新しい事業の野に手をつけない筈はなかった。政府と 1/10 税徴収の契約を結んで、この豊饒な地をかれらの経済的活動の基盤とした姿の一端が、前記の騎士出身のデクマーニの活躍に窺うことができるであろう。

ではシシリ島で集められた穀物をローマへ輸送するのは誰であったか。これを明確に示す史料はないが、われわれはまず次の事実注目しなければならない。誰であるにしろシシリ島から荷物をローマへ送ろうとすれば、それを船でプテオリカオスティアに輸送しなければならない。ところで、共和末期から帝政初期にかけて商船の大きさは通常一〇、〇〇〇〜一一、〇〇〇モディイ即ち七五噸から八〇噸の大きさであった。^⑬シシリ島からローマ政府に供出される穀物の量は 1/10 税だけで三、〇〇〇、〇〇〇、モディイ、第二供出がある場合は合計六、〇〇〇、〇〇〇モディイ、それに特別の徴発が八〇〇、〇〇〇モディイである。それ故通常の商船でこれを輸送するとすれば、最も少いときでも三〇〇隻、最も多いときには六八〇隻の船を必要とするであろう。そしてシシリ島からローマ外港へ船が航行する時間は約一日または

二日と見積ることができ。何故ならプリニウスはその著 *Naturalis Historia*, 19, 3-4 に、当時の商船が属州からローマ外港へ航行する日数を次のようにしているからである。即ちアレクサンドリアからプテオリまでが二〇日、アフリカからオスティアまでが二日、ナルボからオスティアまでが三日、スペイン東岸からオスティアまでが四日を要した。これらの航行日数と、シシリ島の北岸と南岸とを考慮にいれて考えれば、ここからプテオリまたはオスティアまでの航行時間を一日乃至二日と計算することは一応許されてよいであろう。これだけの航行時間を必要とする距離を、夏の収穫期に比較的短い時間に穀物を輸送し得る者は誰か。しかも積み荷の人夫、若干の船乗り、等を雇い得る者でなければならぬとすれば、土着の船主か、ローマの騎士階層でなければならぬであろう。ここにも新領土の獲得によって騎士階層の活躍し得る新たな舞台が開かれているのである。

穀物、葡萄酒、オリブ油、馬等の産物がローマに輸出される場合、陸上輸送器の未発達な古代においては、出来るだけ近くの港を利用することが望まれる。このような内部的な事情に応じてシシリ島に多くの港が発達していた。今ローマ人によく知られていた港を挙示すると大体次のようである。

北岸沿いの港（東から西へ）

Emporium Segestanum^⑮

Panormus (現 Palermo)^⑯

Cephaloedium (現 Cefalù)^⑰

Halaesa (現 Marina di Tusa)^⑱

Haluntium (現 S. Marco d'Alunzio)^⑲

Tyndaris (現 Tindari)^⑳

東岸沿いの港

Messana (現 Messina)⁽²⁷⁾

Tauromenium (現 Tauromina)⁽²⁸⁾

Catana (現 Catania)⁽²⁹⁾

Syracusae⁽³⁰⁾

Portus Pachyni (現 Porto Palo)⁽³¹⁾

南岸沿いの港

Portus Odysseae (現 Porto d'Ulisse)⁽³²⁾

Caucana⁽³³⁾

Phintia (現 Licata)⁽³⁴⁾

Agrirentum (現 Agrigento)⁽³⁵⁾

Lilybaeum (現 Marsala)⁽³⁶⁾

これらのうち、北岸の Panormus はディオドロスによって、「シシリー島最良の港」といわれ、Halaesa はディオドロスに「繁栄した貿易港」といわれ、キケローによって「背後地の穀物のローマへの輸出港として栄えた」といわれている。また Messana, Tauromenium はその地理的關係から、ともに軍事的にも重要視され、Catana, Phintia 等もローマへの穀物輸出港として繁栄し、Agrirentum, Lilybaeum 等にも多数のローマ商人が定住し、属州アフリカとイタリアとの通商貿易に従事したことが確められている。

私がここに煩をいとわず多くの港の名を挙げたのは、それだけの目的ではない。実は次のような関連的な問題

を指摘したいからに他ならない。即ち、これらの港の居住者が経済的に活躍するためにも、またその背後地に入って輸出品を購入しようとするためにも、必然的にその活動の資本を必要とする。ではこうして流通する資本の出所はどこであるか。誰がこれを提供したのか。それを証示しなければならぬ。

リウィウスの記述するところによれば、紀元前一九八年、サルディニアの総督マルクス・カトーは、そこにおけるイタリア金融業者が不当な利率で私利をはかっているのを見て激怒し、かれらをサルディニアから駆逐したという(Liv. XXXII, 27, 4)。紀元前一九八年といえば、サルディニアが第一ポエニ戦争(前二六四—二四一)後シシリー島に追加してローマ領となつて(前二三七)から四十年後の年である。沿岸地帯が若干開かれていたサルディニアにおいてさえも、ローマの金融業者が活躍していたとすれば、既にギリシア人やカルタゴ人によつて経済的に開拓されていたシシリー島に向つて、ローマの商人や金融業者が、より多く、より活潑に働きかけたことは推測に困難ではないであろう。

キケローのウェルレス駁論の中に、われわれはシシリー島の各都市で、ローマの *negotiator* が活躍していることが述べられているのを見るのである。^② この *negotiator* は如何なる職業人を意味したのであろうか。 *negotiator* は通常、大卸売商人、大商人、金融業者(銀行家)等を意味するのであるが、ここで注目すべきことは、キケローがウェルレス駁論の中で……*postulo ut mihi (Carpinatus) respondeat qui sit is Verrucius, mercator an negotiator an arator an pecuarius*〔私はカルピニアティウスが私に、このウェルキウスが一体何ものか、商人か、金融業者か、百姓か、家畜の飼育者か、を答えるよう要求する〕と述べている点である。つまりキケローは *negotiator* という語を *mercator* と並置して、金融業者を商人と別個の範疇としてとらえ、それを用語の上にも明瞭に区別しているのである。そこでわれわれは、シシリー島に活躍したローマの *negotiator* が金融業者であった、と安心して結論することができようであろう。

ここでさらに問題になるのは、このローマ出身の金融業者が、ローマの如何なる階層の者であるか、ということであ

る。結論をさきに述べると、シシリ島におけるイタリア出身の金融業者は騎士階層のものと普通のローマ市民とであった。騎士階層に入るだけの資力をもたずとも、それに近い資力をもつ多くの普通市民も、シシリ島を金融市場として活躍に乗りだすことは、キケローも見逃してはいない。³⁹併しここにおける大部分の金融業者は騎士階層のもので、例えば、シラクサエの Minucius,⁴⁰ パンホルムスの L. Raecius, Cn. Calidius, L. Suetius, C. Otacilius Naso⁴¹ 等は、それぞれ個人的営業を行っているが、他方では騎士の若干が共同出資で会社 *societas* を設立し、政府と契約して 1/10 税、家畜税 *scriptura*, 関税 *portoria* の徴収にあたるとともに、大規模な金融業を営んでいるのである。⁴² 勿論、シシリ島の諸都市には、キケローが *homo pecuniosus* (金持ち)⁴³ *dives* (金持ち)⁴⁴ *locupletissimus* (大金持ち)⁴⁵ *pecuniosissimus* (大金持ち)⁴⁶ などの言葉でよんでいる在地資本家があり、かれらも金融業や商業を經營していた。ローマの騎士や通常市民達は、未だ十分開拓されていなかったサルディニアや、後のガリアやブリタニアと異なり、既にギリシア人やカルタゴ人によつて開拓されていたシシリ島で、在地資本家と競争しつつ事業を進めねばならなかった。がかれらは屬州民にはないローマ市民権という錦の旗を背景にして、またローマ政府や総督と直結して、有利に事を運び得たのである。

以上述べて来た所をふりかえつてみよう。第一ポエニ戦争の結果、ローマははじめて半島の外に領土をもつこととなった。そして一つのシシリ島を獲得したことが、如何にローマ人、特に騎士階層の経済的活動範囲を拡大し、かれらの経済的發展を刺激したか、あらためていうまでもないであろう。

(四) イベリア半島

イベリア半島がローマと公的な関係に入ったのは、紀元前二三一年にローマの使節がカルタゴの勇将ハミルカルの許に赴いたときである。その後紀元前二二六年ローマとカルタゴの間にエプロ *Edro* 協定が結ばれ、カルタゴ勢力の北限をエ

プロ川とした。この協定が破られたとき第二ポエニ戦争が始まった。第二ポエニ戦争の結果、イベリア半島におけるカルタゴの勢力範囲は自然に勝者たるローマの勢力範囲となった。そして紀元前一九五年には *M. Porcius Cato* は *Hispania citerior* を、同一九一—一八九年には *L. Aemilius Paulus* は *Oretania, Lusitania* を、同一八一—一七八年には *T. Sempronius Gracchus* はケルト系イベリア人を討伐して、それぞれローマの勢力を拡大したのである。その後も二、三の遠征が行われ、紀元前一三三年の *Numantia* の陥落でイベリア半島の征服時代は終りをづけ、イベリア半島のほぼ $\frac{2}{3}$ は、従来の海外領土の支配形態にならつて、ローマの属州とされたのである。イベリア半島に対するローマ支配権の拡大は、ローマの経済人にとってどのような結果をもたらしたのであろうか。

イベリア半島におけるローマの征服時代（紀元前二〇五—一三三年）には、ローマは遠征軍の必要に応じて、原地人から貨幣、人員、鉱山及び農地からの収獲物、衣類等を徴発した。そしてその徴発は個人からの徴発でなく、都市、部落等の共同体を通じて行われたようである。軍に対する奉仕物資＝軍税 *stipendium* は、リウイウスが、紀元前二〇三年のイベリア人の叛乱後の情勢を記したとき「*stipendium eius anni duplex et frumentum sex mensum imperatum sagaque et togae exercitui* 二倍の税と、六ヶ月分の食糧と、外套および上着とが、その年の分として要求された」と記述しているところから、大体一定量が定められていたと考えてよい。例えば、リウイウスは紀元前一八二年の事実を記述するなかで、イベリア半島における穀物に対する税は収獲の $\frac{1}{20}$ *vicensumas* と記している。⁴⁵そしてイベリア半島で徴収される穀物は唯遠征軍の必要を充すだけでなく、多量の穀物がアフリカ（の遠征軍）やローマに輸送されて、ローマでは一モデイウス四アスの値で売却されているのである。⁴⁶

さて右の論述過程から既に気づかれることは、イベリア半島においては、鉱産物と穀物とが注目すべき産物であった、ということである。まず鉱産物について考察してみよう。

この際、最も注目されるのはディオドロスのイベリア半島についての記述である。かれはその「世界史 *Bibliothekē historikē*」第五卷三五章で、イベリア半島について次のように述べている。「これまでイベリア人について述べて来たので、ここで、この地の銀鉱について *perì tou en autēi metallōn argenteōn* 論議するのもあなたがち場ちがいのこととは思わない。というのは、この地には最も豊富で而も良質の銀鉱があり、その採掘者は多大の利益を得ている、といつても誤りではないのである」。「ガリアとイベリアおよびケルトイベリアの境に鬱蒼たる森林と山脈がある。昔牧者が焚火を消すのを忘れたのがもとで全山脈（ピレネー山脈）が焼きつくされた。……地表には、夾雑物を融解しつくして残った純銀の多くの流れが生じた。『*Púkας teúēthai pollōus argyrou kabapōi*』と伝えられている。」「原住民は銀の用途を知らなかったが、フェニキア人は商業活動を推進しようとし、そしてこの地の情勢を知って、僅かな品物を交換に銀を獲得し、……多くの利益をあげた。」

さらに三六章で次のように記述している。「イベリア人もずっと後になって銀のもつ特殊な性質を知り、有名な銀鉱を採掘して莫大な利益を得た。イベリア人の銀鉱採掘の方法は大体次のようである。鉱山には銅・金・銀の鉱床が多く、銅山の採掘者は掘った大地から 1/4 の純銅を得た *tō tēraion meōs xalkōi kabapōi ēē tēs dourōmēnēs tēs kaligāvous* 不慣れな銀の採掘者でも、あるものは三日間にエウボエアの一タレント（約五七ポンド）を採取することが出来た。……銀を含む大地は手に入りやすくもありまた豊富であった。後にローマがイベリア半島を支配するようになると、多数のイタリア人が鉱山に殺到し、多量の富を持ち帰った。何故ならかれらは多くの奴隷を買い集め、鉱山監督者の下に働かせたからである *aioujūmvoi tās klēthos anōpantōn paradiōthai tois epestrētoi tais metallikais epraiaias*. これらの奴隷はまず各所に縦坑を掘り、深く大地を掘り上げて銀や金の豊富な地層を探がす。かれらは遠く大地の中へ入り込むだけでなく深く掘り下げまたあらゆる角度へ坑道を進めてゆく。こうしてかれらに利益をもたらす鉱石を大地の底から取り上げるのである。」

些か長く引用したディオドロスの記述から知られることは、イベリア半島、特にピレネー山系に銀・金・銅の鉱山が極めて豊富であったこと、中でも銀の産出が最も多量であったこと、ローマ支配下においては奴隷使用の比較的大経営的な鉱山業が営まれていたこと等である。

試みにリウイウスの記述から、ローマのイベリア征服時代に、ローマがイベリアから取得した金銀の量を抽出して表示すると、次のようになる。

	in pounds		
Livy	B. C.	gold	silver
XXVIII, 38, 5	206		14,342
XXXI, 20, 7	200	2,450	43,000
XXXII, 7, 4	199	30	1,200
XXXIII, 27, 2	196	1,515	20,000
			50,000
XXXIV, 10, 4	195		14,732
XXXIV, 10, 7	195		34,800
XXXIV, 46, 2	194	1,400	25,000
XXXVI, 21, 11	191	127	12,000
XXXIX, 29, 6~7	185	264	26,300
XXXIX, 42, 3~4	184	83	12,000

	83	12,000
XL, 16, 11	182	149
XL, 43, 6	180	155
XLI, 7, 2	178	
		40,000
		20,000
XLI, 28, 6	174	[50]
		10,000
XLV, 4, 1	168	10
Total	6,298	364,694

(Vgl. T. Frank, *An economic survey of ancient Rome* Vol. III. P. 129)

この表を一見しただけで、イベリア半島では金よりも銀の産出が圧倒的に多量であつたことが想像されるであろう。そしてこれらの銀を産出する銀山は、ディオドロスの第五卷三六章の記述からは、いかにも個人企業の対象となつていたかの印象を与えるけれども、第一卷一五四章〜一五五章の記述を重視すれば、少くも紀元前一七八年の征服期には、ローマ国家の直営企業の傘下にあつたといえるであろう。勿論、国家の直営企業といつても実際国家の官吏がこの企業に参加、監督するのでなく、この企業をローマの資本家に、一定の契約で請負わせ、かれらを「公益事業家 *publicani*」としてイベリア鉱山の開発に従事せしめたのである。イベリアにおける銀の産出はその後も有名で、紀元一世紀の後半にプリニウスは「ハンニバル時代にバエベロ *Baebelo* 地帯の鉱山からは、毎日、銀が三〇〇ポンド産出した」と記しており、さらに紀元一世紀のはじめストラボンが「新カルタゴ *Karthago Nova* (新カルタゴ *Carthago Nova*) の銀山についてのべたポリビオスは、その銀山が非常に大きいといっている。そしてそれらの銀山がこの町から約二〇スタディア(三六三

六米)の距離にあり、周囲は約四〇〇スタディア(約七二七二〇米)の鉱山である。四方の鉱夫が働き、ローマの国庫には毎日二万五千ドラクマエ(約八五二五〇グラム)の銀を納入したといっている⁴⁸⁾と述べている。

かくも多量に産するイベリアの鉱山の経営は、ローマ時代に誰によって行われたかが問題である。さきに掲げた「多数のイタリア人が(イベリアの)鉱山に殺到し、多量の富を持ち帰った。何故ならかれらは多くの奴隷を買い集め、鉱山監督者の下に働かせたからである」というディオドーロスの記述と、「バエベロ鉱山に四万人の労働者(恐らくその大部分は奴隷であろう)を使用した」というポリビオスの言葉から、イベリアの鉱山経営が極めて大規模に行われたことを示している。かかる経営が、国家との契約によると否とを問わずイタリア、特にローマの資本家―主として騎士階層の手によって行われたであろうことは、最早疑いない所である。つまりイベリアに対するローマ支配の確立は、ローマの騎士階層の大々的な鉱山経営への道を開いたものといえるのである。それとともに種々の商人 *redemptor* 卸売商人、金融業者 *negotiores* 等の進出も少なくなかったことが推測されるであろう。⁴⁹⁾

い 属州 アフリカ

紀元前八一四年にシリアのテュロスの植民都市として建設されたと伝えられるカルタゴは、長く西地中海世界の海上権を掌握していたが、遂に紀元前一四六年にローマ軍によって徹底的に破壊され、市民の大部分は都城の没落と運命を共にして、生き残ったもののうち、ヌミディアに逃れた一部を除けば、尽く奴隷として売却された(*Orosius*, 4, 23, 7; *Cic.*, *Tusc. Disp.*, 3, 22, 53)。そしてカルタゴの地主の所有地とカルタゴの公有地は、すべてローマ市民の公有地となった(*Strab.*, 17, 3, 16)。戦争のはじめにローマ側についた *Utica*, *Theudalis*, *Uzeis*, *Thapsus*, *Acholla*, *Leptimnus*, *Hadrumentum* の七つの都市は、そのもとの所領を安堵せしめられ、かつ「自由にして無税の都市 *civitates liberae et*

immunes とされ⁵⁰、またその住民は自由な人々 *populi liberi* と呼ばれたが、⁵¹ 戦争の最後の段階でカルタゴを援助した Tunis, Neapolis, Ciupea, Neferis の四つの都市は、⁵² カルタゴと同様に破壊された。その所領も没収され、ローマ市民の公有地となったと考えて間違いないであろう。

これらの土地がどう処理されたかが問題であるが、大体次のような事実が知られる。即ち、(一)カルタゴを捨ててローマ側に逃亡したカルタゴの兵隊二、二〇〇人には耕地が与えられた。⁵³ (二)戦時中ローマ側に降伏した土着民には公地の一部が分与され、一定の税が課せられた。⁵⁴ かれらにはその上男女の別なく人頭税が課せられた (*App. Pun., 108: τοῖς δὲ ἰστροῖς πόλιον ὄψεσθαι ἐπὶ τῆ τῆ καὶ ἐπὶ τοῖς σάμασιν, ἐπιδοῖ καὶ τυρρακί σιαιός*) (三)公地はローマの投資者に売却されたようで、そのことは紀元前一二一年の農地法から確められる。⁵⁵ (四)紀元前一二三年に護民官ガイウス・グラックスは同志のルブリウス提案の *Lex Rubria* を民会で成立させ、それにもとずいて「植民地建設三人委員会」*virī coloniae deducandae*」を作つて自らその一人となり紀元前一二二年にイタリア各地から少くとも六〇〇〇人の入植者を集め、かれらをカルタゴ周辺に送り、一人あたり二〇〇ユゲラ (五〇ヘクタール) の地を与えた。⁵⁶

これらの史料が示すように、ローマは属州アフリカは農産物の産地として取扱ひもし、重視したのである。事実ポリビオスやリウィウスの記述する所から、カルタゴは植民地建設以来、背後の穀物生産地の開発に努力していたのであつて、⁵⁷ 東部ヌミディア王 *Massinissa* はローマの意を迎えようとして、ローマに穀物を贈物として送りとどける有様であつた。⁵⁸ そして紀元前一四九年、即ち第三ポエニ戦争勃発直前にすでに、多数のイタリア人がカルタゴに在住していたが、⁵⁹ かれらが穀物輸入商人であつたことは想像にかたくなく、かれらはヘイウッドの考えるように、さらにカルタゴ西方のヌミディアとの貿易にも従事していたものと考えられる。マッシニッサの孫ユグルタがローマ元老院の意志に反して、義弟アドヘルバルと争いヌミディア統一をめざしたとき、アドヘルバルが逃げこんだ首府キルタの町には可成りのローマ市民が居住して

いたといわれる (Salust., Bell. Jug., 21, 2: Adherbal cum paucis equitibus Cirtam profugit et ni multitudo togatorum fuisset, quae Numidas insequentis moenibus prohibuit... アドヘルバルは少数の騎兵とともにキルタの町に逃げこみ、余り多くではなかったがローマの市民が、追撃して来たヌミディア人に対して城壁を防衛した……)。このようにヌミディアには少からぬイタリア人が定住して商業或は金融業をなりわいとしていた (Salust., *ibid.*, 47, 1: ubi et in-olere et mercari consueverant Italici generis multi mortales. Salust., *ibid.*, 64, 5: (C. Marius) apud negotiatores, quorum magna multitudo in Utica erat, criminosae simul et magnifice de bello loqui...)

ところでこれらのカルタゴ或はヌミディアで活躍するローマ人乃至イタリア人が如何なる階層の者であったかが問題となるが、そのすべてについて知る史料はない。けれどもさしあたって次の史料は注目されねばならない。即ちサルステイウスの「ユグルタ戦記」第六五章四節の文章である「こうして一方ではマリウス自身の力倆と他方では恢復された平和を維持したいという希望から、軍人や企業家として活躍しているローマ出身の騎士達の大部分は、ローマにいるかれらの友人達に手紙を送り、メテルルスの戦争処理に敬意をはらっていることと、マリウスが軍の指揮者として指名されるべきことを書き送った Itaque et illum et equites Romanos, milites et negotiatores, alios ipse, plerosque pacis spes impellit, uti Romam ad suos necessarios aspere in Metellum de bello scribant, Marium imperatorem poscant。」(このローマの騎士階層に所属する negotiatores がいる。この negotiatores がさきのキケローが規定したように金融業者であるか、この語が一般的に意味する大商人を指すかは明かでないが、恐らく後者の意味にとつて間違いないであろう。⁶⁴ではこれらの商人は、何の取引商人であったか。キケローが、アフリカをシシリ島、サルディニア島とともに共和国ローマの三大穀倉 *tria frumentaria subsidia* とする (Cic., *Impario Cn. Pompei*, 12, 45)。⁶⁵ポンペイウスが穀物提供を円滑にするためアフリカに再度渡航したこと、紀元前三九年オクタウィウスと争うセクストゥス・ポンペイウスがローマの海上封

鎖を試みたとき、アフリカその他からの穀物輸入がとだえて、ローマの穀物危機がもたらされたこと等からみて、アフリカにおけるローマ商人は主として穀物商人であったといひ得るであろう。即ちカルタゴの没落に伴う北アフリカの属州化は、北アフリカ及びその隣りのヌミディアに生産される穀物を求めて、騎士階層出身の大商人の活躍の場をここにも拡大したといつて誤りではない。

(二) ローマ勢力の東方進出と Equites

(a) マケドニア征服の結果

ここで私はローマの東方進出の歴史を詳説する積りはなく、またその場所でもない。ただ次の点を指摘するにとどめた。

第二ポエニ戦争の結果結ばれたローマ・カルタゴ条約によつて、(一)カルタゴは海外領土の全部をローマのために放棄し、(二)十隻以外の軍船と戦象全部をローマに譲渡し、(三)償金一万タレントを支払い、(四)今後カルタゴはアフリカ以外で戦いをせず、アフリカにおける戦争もあらかじめローマの諒解を得ること、などが定められた。こうして西地中海世界は海陸ともにローマの覇権の下におかれるにいたつた。ローマを西地中海世界の覇者とした第二ポエニ戦争はしかし、単にローマとカルタゴとの戦ではなかつた。前二一六年のカンナエの会戦にローマが大敗したとき、イリリア方面に勢力を伸そうとしていたマケドニアはハンニバルと同盟を結んでローマを脅した。ザマの決戦にはマケドニアのフィリップス五世がカルタゴ援助のために派遣したマケドニア兵が参加していた。こうした関係からハンニバル戦争中にすでに第一マケドニア戦争(前二二五—二〇六)が行われ、ザマの決戦後には第二マケドニア戦争(前二〇〇—一九七)、第三ポエニ戦争とともに第三マケドニア戦争(前一七一—一六八)、第四マケドニア戦争(前一四六)が相ついで遂行され、ついにマケドニア

はローマの属州となった。この間ギリシア諸国は、或はローマと同盟を結び、或はローマと親交関係を結んで、それを背景としてマケドニアの脅威から逃れたのであるが、他面においてはローマの勢力に追随する情態におちいたのである。

さらにザマの決戦後、亡命したハンニバルを迎えて反ローマ的姿勢をとったシリア王安ティオコスが、兵を率いてギリシアに上陸したとき、ローマはこれを破り（前一九二―一八九）、ヨーロッパ側にあるシリア領を得るだけでなく、タウルス山脈までの地を獲得した。しかしローマはアジアに得た地を、ローマを援助したペルガモンとロードスとに分与し、アジアにおけるギリシア人の保護者であり、アジア政局の調整者たることを宣言した。

こうして前二世紀の中ごろまでに、ローマは東地中海世界に対しても、まだ全部を領有したわけではないが、事実上は支配的な勢力をうちたてたのである。そして前一三三年、ローマはペルガモン王国を、国王アッタロス三世の遺言書によってこれを領有するに至ったのであり、その後、前三一年のアクティウムの決戦によってエジプトを領有するまでに、アレクサンドロス大王の後継者の国々は殆どすべてローマの支配下におかれたのである。

ところでこれら東方の諸国は、ローマが西地中海世界で獲得した地域に比べれば、文化的にも経済的にも遙かに進んだ地帯であったことはいうまでもない。これらの地帯がローマの政治的統制下に入ったということは、ローマ人の経済活動にとつて、西方以上に大きな刺激となった筈である。ではどのような活動が展開されたであろうか。

ここでは主として、紀元前一世紀の内乱以前にローマの勢力範囲となったマケドニア、小アジアおよび、東部地中海世界の一つの貿易の中心であったデロス島について考察することにとどめたい。

ローマがマケドニア戦争の度毎に得た莫大な戦利品や賠償金についての史料はかなり豊富であるが、^⑧残念ながら領有したマケドニアにおけるローマ人の経済活動を直接指証する史料は存在しない。しかしわれわれは次のようなリウィウスとキケローの記述に注目しなければならぬであろう。即ちリウィウスは「マケドニア戦争の結果、マケドニアの鉾山はロ

「マに没収された」⁶⁴ことを記述し、キケローはその著「農業律法について」のなかで次のように記録している。「一部はティトウス・フラミニウスの、一部はマケドニアのペルセウスを破ったルキウス・パウルスの勇敢な戦いによつて獲得されたマケドニアの王領地、さらにコリントの豊饒な地は、ローマ国民のふところをこやす財源とされた」⁶⁵

これらの記録にみられる鉱山と王領地とが、共に王領であったか否かはこの史料だけでは明かでないが、リウイウスがさらに「(マケドニアの)鉄と銅の鉱山に課せられる税は、少くも初めは、以前王に支払われていた額の $\frac{1}{2}$ であった」⁶⁶と記しているところから、それらの鉱山が王領であったと推察される。しかしその所屬が王であったかマケドニア人個人であったかは今問うところでない。要するにマケドニア征服の結果、マケドニアの鉄・銅等の鉱山が、ローマの豊富な収入源となったことである(Liv., XLV, 18によれば、マケドニアの宗主権を獲得したローマの元老院は、マケドニアの金山と銀山とを閉鎖したという。それは恐らく、マケドニアを四つの国に分割して、それらの国民が相互に姻戚関係を結ぶことを禁じて、マケドニアが全体として単一国家への復帰、独立的勢力への発展をしないようにしたローマの対マケドニア政策と併行するもので、マケドニア人の経済的發展を阻止しようとしたものであるとともに、ローマ内部において漸く強力になって来た騎士階層が余りに強大になることを恐れたことにもとづくのであろう)。ところで問題はローマ国民の所有になった鉄・銅の鉱山が誰によつて經營されたかである。われわれにとつて最も関心のあるこの問題に史料は明確な答を与えてくれない。がここで注意をひくことは、前掲のリウイウスの記述、即ち鉱山への課税が、以前マケドニア王に支払われていた額の $\frac{1}{2}$ になったという事実である。もしマケドニア人の經營にのみ委ねられたとすれば、ローマに幾度か反抗したマケドニア人に何故そのような恩恵を与えたのかが理解されないし、右に述べたようなローマの対マケドニア政策の精神全体にももとの事実といわねばならない。もし、スペインの鉱山と同様にマケドニアの鉄・銅の鉱山がローマの騎士階層にその經營を委ねられたとすればどうであらう。——ローマは既に東西に勢力を拡大した大帝国である。マケ

ドニア王はマケドニアからのみ収入を求めねばならなかったが、ローマは戦う毎に多大の金銀その他の戦利品を得ており、第三マケドニア戦争の結果としても、多量の金貨や銀貨を獲得している。⁶⁷⁾したがってマケドニア王と同率の鉱山税をローマ人から取り上げる必要はなかったであろう。——このように考えることによって、「マケドニア王の課していた税率の1/2」は理解し得るであろう。だからわれわれはここにもローマ騎士階層の活躍し得る天地の拡大をみるのである。

(b) 小アジアへの進出の結果

ローマ人が小アジアへ本格的に進出するに至ったのは、紀元前一三三年にペルガモン王アッタロス三世(ピロメートル・エウエルゲータース)が遺言によつてその国土と人民をローマ人に遺贈したことにはじまる。この遺贈が行われたことは、リウィウス(Liv., Eip., LVIII: heredem autem populum Romanum reliquerat Attalus, rex Pergami) ペルガムム王アッタルスは遺産をローマ国民に残した。)をはじめ、ストラボン、ユスティヌス、プリニウス、その他古代著作家が一樣に伝えているところであり、さらにペルガモン出土の紀元前一三三年の告示文「*Δελ δὲ ἐπικρατοῦσθαι τῆν βασιλῆα*」 *πρὸς Ῥωμαίων*……)の遺書はローマ人によつて保証されねばならない……(O. G. I. S., 338)」によつて一層確かな事実と認められたのである。(何故アッタロス三世がかかる遺書をしたためたのであるかは、史料を通じて確認することができない。が次のように考えられる。アッタロス三世より四代前のアッタロス一世(前二四一〜一九七年)は有能な政治家でマケドニア王フィリッポスの膨脹政策に常に不安を感じ、前二〇九年から前二〇七年にはアエトリア人と同盟してフィリッポスと戦っている。ローマとマケドニアとの間に第二マケドニア戦争が起きると、ローマと提携、海上からこれに助勢している。又東方ではセレウコス王国と戦い、一時キリキアを除くセレウコス王国のアジア領を、殆ど領有する大国を形成した。しかし間もなくセレウコス王アカエウス、及びアンティオコスによつて殆ど新領土を奪回された。ペルガモンはローマとの提携で西方の脅威から解放されたとはいえ、隣国には敵意をもつセレウコス王国がひかえて、対外的には

決して安全ではない。内には異母弟アリストニコスとの不和がある。このことは、アッタロス三世の死後、王国相続の権利をもつと主張してアリストニコスが三年間の叛乱を起したことから推察される。——この内外の緊迫した情勢のなかで、僅か足かけ六年の在位（前一三八—一三三）で王国の安全性を確立し得なかつたアッタロス三世が、国土と国民の安全を、アッタロス一世以来、長く親交関係にあり、しかも西地中海世界を征服してさらにその勢力を東地中海世界に伸張して来た強力なローマに委ねようとしたものであろう。

ではアッタロス三世がペルガモン王国をローマに遺贈したことは、これを経済関係からみた場合、ローマにとってどのようなプラスになつたのであろうか。

アッタロス三世の王国遺贈を批准したローマの元老院は、ペルガモン王国処理のために委員を派遣した。この委員がどれだけの権限を与えられていたかを完全に示す史料はないが、少くも次の点は明かである。即ちこの委員は、アッタロス三世の死までのペルガモン王国の法株序を承認し、故なくしてこれを変改しないこと、^⑩護民官ティベリウス・グラックスが民会を通過せしめた法にしたがつて、アッタロス家の財宝をローマに持ち帰えることを委託されていたことである。^⑪またユスティヌスの記述から、ペルガモン王国の諸王の個人的所有物、即ち王領地、徴税権、夫役の要求権、工場、等もローマの権力に収められたようである。^⑫しかしその徴税権をローマがどの程度行使したかは不明で、アッピアヌスの記述によれば、ペルガモン王国に臣従していた諸都市は、ペルモン市そのものと共に、自治が許され、免税の特権を与えられている。^⑬つまり前一三三年のペルガモン遺贈直後にとつたローマの対ペルガモン政策は、従来の征服地に対する態度と著しく相違して、極めて温情的であり友交的である。王個人の所有物をローマ権力下に収める以外、特に経済的力の増加を計る政策を下したとは思われない。勿論ヘレニズム文化がさかえ、小アジアにおける文化の一中心であつたペルガモンがローマの属領となつたことは、ここにローマ人が自由に出入して活動し得る天地を拡大したことを意味するものであり、ま

だローマ人の特権を十分に行使し得る情勢が作られていなかったとしても、主権国ローマの意志の変化によつては直ちに、ローマ人の経済的発展の一地盤となり得る基盤が確保されたことを意味している。果せるかなこの変化は十年後の護民官ガイウス・グラックスによつておこされたのである。

周知のように、ガイウス・グラックスは兄ティベリウス・グラックスと同様に、貧困農民の救済を公地再分配の実現で完了しようとした。しかし彼は兄の失敗に鑑みて、その政策を実現するため、富裕階級を分裂させ、その一半を自己の陣営に引き入れる必要を痛感した。かれはこの際、ローマ身分制社会の中で、経済的には元老階層を中心とした貴族に匹敵しながら、しかも社会的には一段下の階層を構成する騎士階層に目を注いだ。騎士階層は若干の例外（例えばケーンソルにまで上昇したマルクス・カトーの如きもの）を除いて、大半は政治的関心よりも経済的分野に、その生活のエネルギーを燃している。かれらを味方にする方法は、経済的利益を与えることでなければならない。そこでかれは紀元前一二三年から一二二年にかけての護民官在任中プロウインキア・アシア法 *Lex de Provincia Asia* を民会に通過させ、^⑦ 属州アジアにおける収税方法に変革を加えた。この法例の内容はキケローやアッピアヌスの記述の中にみられるのであるが、それによれば、かれは従来の *stipendium* の代りに、すべての耕作地に対して1/10税をかけることを定め、その徴収を、ローマにおけるケーンソルとの契約にもとづく請負事業としたのである。勿論これまで通り *portoria*, *scriptura* 及びローマ国^⑧ 有地からの小作料が徴収されることに変わりはない。これらのアジアにおける収税が、政治生活の中でその階層の品位を保ち得ると考えている貴族の手におちいることなく、国家から経済的信用をうることの出来る騎士階層の手に独占されてゆくことは自然の結果である。つまり騎士階層は、ガイウス・グラックスの法令によつて、ローマの属州中最も収益の多いアジアにおけるプブリカーニとして、国家権力を背景としつつ、その経済力をいよいよ増大し得る道を開くにいたったのである。

以上みて来たところから明かなように、ローマの政治的勢力が地中海世界へ拡大したことは、元老院階層の、所有船舶の大きさの制限、営利事業についての貴族階層の蔑視と相まって、騎士階層を営利事業の独占的支配者となる道を開いたのである。勿論騎士階層がつとめる経済活動なしには、元老院を中心とする共和制ローマの対外戦争にあたって武器の調達や兵士の輸送も不可能であった。戦争による騎士階層の経済的発展は一つの必然的結果であった。しかし新たに得た政治的支配地域や属州は、殆ど全部がローマの征服地であるため、勝者としてのローマ人が、ともすれば不当な搾取をなしがちな地域で、被征服民を苦境におとし入れる可能性は極めて大きい。属州における正しい政治と正しい経済的処置は、宗主国ローマの政治家の一つの重要な課題であった。紀元前一四九年に、元老院が属州において行われた不正な政治やプブリカーニの行為を裁くために、常置の不当取得裁判所 *Quaestio perpetua de repetundis* を設置したのも、まさにそのためであった。今や増々経済的活動の領域が拡大されて来た大ローマ共和国において、この裁判所が誰に掌握されるかが、場合によっては裁かれる身となるべき騎士階層の人々にとっては、重大な問題である。かれらの経済活動は、裁判権をめぐる政治問題と関連せざるを得ない。この問題について少しきざしといえ、裁判権の掌握をめぐるかかれらは元老院と明確に対立し、その対立を通して騎士階層として特殊な階層意識をもつに至り、その階層の特殊性によって、共和末期約百年の内乱を可能にしたといえるのである。われわれは今や裁判権問題に始まる、騎士階層と共和末期の政治との関係に注目すべきところへ来たのである。

- 註① Cic., 2 Verr., 2.
 ② Strabo, 6, 2, 7.
 ③ Cic., 2 Verr., 3, 11.
 ④ Punica 14, 23ff.
 ⑤ Liv., XXXVI, 2, 12; XXXVII, 2, 12; XXXVII, 50, 9; XLII, 31, 8.
 ⑥ Cic., 2 Verr., 3, 227.
 ⑦ Vgl. Tenney Frank, An economic survey of ancient Rome, Vol. III, p. 256.
 ⑧ ibid., p. 262.
 ⑨ ibid., pp. 269~282
 ⑩ Rotstovtzeff, P.W, VII, "Frumentum" 141.
 ⑪ Cic., 2 Verr. 2, 93~94
 ⑫ ibid., 1, 27—28
 ⑬ ibid., 2, 25
 ⑭ ibicl., 2, 66
 ⑮ Josephus, Bellum Judaicum, 2, 383 Vgl. H. J. Loane, Industry and commerce of the city of Rome (50 B. C.—200 A. D.) 1938, p. 13.
 ⑯ Strab., 6, 2, 1; 6, 2, 5 6, 2, 1.
 ⑰ Diod., 22, 10, 4.
 ⑱ Strab., 6, 2, 1.
 ⑲ Diod., 14, 16, 3.
 ⑳ Cic., 2 Verr., 5, 86.
 ㉑ I. G., XIV, 375
 ㉒ Strab., 6, 2, 3; Diod., 48, 17, 5ff.
 ㉓ App., B. C., 5, 109.
 ㉔ Liv., XXVII, 8, 19; Cic., 2 Verr., 3, 192.
 ㉕ Strab., 6, 2, 4.
 ㉖ Cic., 2 Verr., 5, 87
 ㉗ Cic., 2 Verr., 5, 87
 ㉘ Ptol., 3, 4, 7.
 ㉙ Cic., 2 Verr., 3, 192.
 ㉚ Strab, 6, 2, 1 and 5.
 ㉛ cf. C. I. L. X, 7225; Cic., 2 Verr., 2, 12, 3; 5, 10.
 ㉜ Cic., 2 Verr., 1, 14; 2, 6; 2, 31; 2, 34; 2, 73; 2, 153; 3, 45; 3, 96; 3, 135—139; 3, 148; 4, 43; 4, 54; 5, 8; 5, 140; 5, 155.
 ㉝ ibid., 5, 158.
 ㉞ ibid., 2, 73; 3, 148.
 ㉟ ibid., 5, 161.
 ㊱ ibid., 4, 43.
 ㊲ ibid, 3, 135—139.
 ㊳ Cic., Ad. Fam., 13, 33.
 ㊴ Cic., 2 Verr., 3, 168; 2, 171; 3, 167.
 ㊵ ibid., 2, 171; 2, 186—187; 3, 165—168.
 ㊶ ibid., 5, 16.
 ㊷ ibid., 5, 16.
 ㊸ ibid., 5, 18.
 ㊹ ibid., 5, 24.
 ㊺ Liv., 43, 2, 12.
 ㊻ ibid., 36, 26, 6.
 ㊼ Pliny, Naturalis Historia, 33, 97.
 ㊽ Strab, 3, 2, 10.
 ㊾ T. Frank, Economic survey of ancient Rome, Vol. III. p. 135f.
 ㊿ App., Pun., 135.
 ① Lex Agraria, LXXV.
 ② Strab, 17, 3, 16.
 ③ App. Pun., 108 | | | ④ Lex Agraria, LXXV—LXXVI.
 ⑤ Cic., In Verr., 2, 3, 6, 12; impositum est vectigal certum, quod

- stipendiarium dicitur. App., Pun., 136; Lex Agrarica LXXVII—LXXVIII. LXXX.
- ⑤ Lex Agraria, XLVI, XLVIII, LXXX.
- ⑥ L. Teutsch, Das römische Städtewesen in Nordafrika in der Zeit von C. Gracchus bis zum Tode des Kaisers Augustus, 1962, S. 2; T. Frank, Economic survey of ancient Rome, vol. IV p. 5f.
- ⑦ Polyb., 15, 18, 6; Liv., XXX, 16, 11; XXXI, 4, 6; XXXI, 50 1; XXXVI, 4, 5—6, 9; XLIII, 6, 11.
- ⑧ Liv., XXXI, 19, 4; XXXII, 27, 2; XXXVI, 4, 8; XLII, 29, 8; XLIII, 6, 13.
- ⑨ R. M. Haywood, Roman Africa, in “An economic survey of ancient Rome, vol., IV” p. 16.
- ⑩ Vgl., Haywood, op. cit., p. 18.
- ⑪ Plut., Pompey, 50.
- ⑫ App., Bell. Civ., 5, 67.
- ⑬ T. Frank, Economic survey of ancient Rome, vol. 1. pp. 127—138, vol. IV. pp. 313—324.
- ⑭ Liv., XLV, 18, 3.
- ⑮ De leg. agr., 1, 5.
- ⑯ Liv., XLV, 29, 11.
- ⑰ ibid., XXXIV, 52, 4—8; XLV, 40, 1.
- ⑱ Strab, XIII, 4, 2.
- ⑲ Justinus, XXXVI, 4.
- ⑳ Plin., N.H. XXXIII, 148.
- ㉑ Vgl., O. G. I. S., 435.
- ㉒ Plut., T. Gracchus, 14; Liv., Epit., 58.
- ㉓ Iustin., XXXVI, 4.
- ㉔ Appian, Bell. Civ., V. 4.
- ㉕ Cic., Verr., II, 3, ve; Ad. Att., 1, 17, 9; V, 13, 1. Appian, Bell Civ. V, 4.

五 不当取得裁判所の独占

ローマが海外に属州を獲得して後、ローマ元老院にとって、どうしてこの属州支配を自己の権力下におくかが問題であった。そしてこの問題を元老院は二つの方法で解決した。一つは属州を統治する官吏を元老院の手で選択することであり、今一つは属州における不当なローマ人の行為を裁く裁判所即ち不当取得裁判所 *Quaestio de repetundis* の審判員を元老院議員で独占することであった。この裁判所によって元老院は、属州官吏の不正な政治や属州におけるローマ経済人の不当な活動を牽制し、またおこったそれらの行為をローマにおいて裁き罰することが出来た。この裁判所は紀元前三世紀後半においては唯一の常置裁判所であって、属州の不正行為に対して常ににらみをきかせていた。海外に領土を獲得したロー

マが、政治を直し、属州民の平和と利益とを守ろうとしたものである^①。がしかし支配者としてのローマ市民の特権をかざして属州で巨利を得ようとする騎士階層にとっては、かれらの活動を制約する大きな圧力であったに相違ない。

元老院が属州に対してもつ二つの特権のうち、属州官吏の選択権は、元老院のもつ古い権威を背景としているものであり、それをうち破ることは、長い慣習となつた元老院の政治に対する最高権威を基礎とした共和制秩序の転覆を意味することであり、革命である。ガイウスはこのような革命的行為にでようとはしなかつた。かれがめざしたのは元老院議員に占められている不当取得裁判所の改革であつた。かれが元老院議員の裁判所独占を攻撃するためには、堂々たる材料があつた。即ちかれはアウレリウス・コッタ、サリナートル、マニウス・クイリウス等の属州統治者が罪状明白であつたにもかかわらず、裁判によつて無罪となつた実例を三件も指摘することが出来たし、^②また兄ティベリウスの事件に連坐した人々を裁くために設けられた特別裁判所を構成した元老院議員の政治的偏見を指証することが出来た。^③かれはこのような公にできる根拠に立つて、かれ独自の裁判法 *Lex iudiciaria* を元老院の反対をおしきつて、民会において制立させたのである。^④

ところでガイウス・グラックスのこの裁判所改革法案の内容については、古典史料は必ずしも一致していない。即ちリウィウスは、「ガイウス・グラックスは、従来の三百人の元老院議員の上へ、六百人の騎士を元老院議員として加え、これによつて審判員の中で騎士階層の者に過半数を占めさせた^⑤」と記し、プルタークは「三百人の元老院議員と三百人の騎士階層の者が審判員となつた^⑥」と述べて改革後も審判員の中に元老院議員が残存したと伝えている。これに対してアッピアヌス、タキツス、プリニウスその他は皆「騎士のみが審判員を構成するに至つた^⑦」と記述している。

この二様の記述は、ガイウスの裁判所改革がどの程度の改革であつたかを理解する上に決定的な影響をもっている。もしリウィウスやプルタークの記述が事実とすれば、かれの改革は元老院との妥協に満足したのであり、果して騎士階層を

自己の陣営に引きいれる効果をもったか否か疑問となってくるが、アッピアヌスその他の記述が真実ならば、元老院の裁判権を徹底的に粉碎し、騎士階層に裁判権の独占を許すものであり、属州において自由な活動を望む騎士階層の意を十分に満足せしめる筈のものであった。

幸いにして紀元前一二三年乃至一二二年の護民官ミヌキウス・アキリウス・グラブリオの名をとどめた不当取得裁判所に関するアキリア法 *Lex Acilia de repetundis* を刻印した青銅板の断片が発見されている。^⑧ この法の第十二節から第十八節までは、裁判にあたる人の資格を定めている部分である。このアキリア法はガイウス・グラックスの立案した法そのものか、それと密接に結びついた法であることは、両者が同じ時の護民官であることから推察される。そしてこの青銅板の法は、後の著作家の記述のどれよりも信頼すべき第一等史料であることも明確である。

現存のアキリア法において最も注目されることは、元老院議員、元の元老院議員、元老院議員の父・兄弟・子供のみならず、将来元老院議員となり得る可能性のある下級官吏も、正規四軍団の軍監 *tribuni militum*、首都の三治安官 *tresviri capitales*（上司の下に刑法及び民法上の業務を司る。刑務所の監督、死刑の執行、夜警、罰金の徴収等を仕事とする）、農地委員等を、裁判にたずさわり得る人間から除外している点である。残念ながらこの断片は裁判に参与すべき人間の資格を積極的に指定した部分を欠損している。しかしわれわれはこの青銅板のアキリア法と古典著作家の記述とを結びつけるとき、ガイウス・グラックスの裁判改革については、それを伝える著作家のうちで、元老院議員を除外して騎士階層者のみに裁判権を独占せしめたとするアッピアヌス以下の記述が正しいということ、躊躇することなく断定することができるであろう。つまりガイウスの裁判所改革は、元老院との妥協によるようなまぬるいものではなく、不当取得裁判所から元老院を中心とした貴族を全面的に駆逐するという、ローマの裁判所制度上の革命的改革であったのであり、裁判権をその階層の手に独占するに至った騎士階層にとっては、それを通して政治の一角に喰い入ったことであり、特に常置の

不当所得裁判所を掌中におさめ、属州における経済活動の監督権を自らの掌中に握ったことは、かれらが身分的上層階級としての特権意識をもつ元老院、経済利得の活動から自らを疎外して政治的関心に精神を集中している元老院、恐らくは経済的利得に専心し、その利益追求のために国家権力を濫用しがちな騎士階層に対してにがにがしく感じているに相違ない元老院の監督から自由になったことを意味することであつて、かれらの活動が従来に比して一段と自由となり得る意味で、かれらにとって非常に有利な情勢がもたらされたといわねばならない。勿論ガイウスの裁判所改革は騎士階層の活動をアジアにおいてのみ有利にしたのではなく、全属州における活動にかかわることである。しかしこの法令の制定が、属州中最も経済的に活動の余地をもつアジアの経済対策の変更と同時であつたことは、この法令が騎士階層の人びとを喜ばせ、かれらをガイウス支持へ転ずる上に極めて有効であつたと推定せしめるのである。

註① Cic, Verr, II, 3, 94.

② Appian, Bell. Civ. 1, 22.

③ Mommsen, Strafrecht, S. 102f. 256f.

④ Liv, Epit., 60; Cic, Verr, I, 38; II, 38; II, 3, 168; Appian, Bell. Civ. 1, 22; Plut, C. Gracchus 5, 3; Plin, n. h. XXXIII 29f.

⑤ Liv, Epit., 60.

⑥ Plut, C. Gracchus, 5, 3.

⑦ Appian, Bell. Civ. 1, 22, 92; Tacit., Ann. XX, 60; Plin., n. h. XXXIII, 1, 34; Dioid. 35, 25, 1. Vell. Pat. 6, 3.

⑧ 発見された時も所も不明。今日、七つの Original 断片がナポリ国立博物館に、二つのそれがヴェネチア国立博物館にある。(P. F. Girard, Textes de Droit Romain, 1937, pp. 32-45.) C. I. L. 1, 198, Vgl., ibid., XI. 342a

六 騎士階層の階層的自覚

では一体ローマにおいて騎士階層が、それ自体一つの階層として自覚し、ローマの政治的發展・展開の上に独自の役割を演じるようになったのは何時ごろからと考えられるべきであろうか。

われわれはまずリウイウスの記述に注目しよう。リウイウスは第二ポエニ戦争を記述する中で、紀元前二一五年のスペ

インにおける戦争にあたってローマは、国庫が空となったため、穀物・衣服・その他の軍需物資の調達を請負人に委託した。このとき三つの会社 *societas*、全部で十九人がこれを請負い、その代りに、(一)かれらは軍役を免ぜられ、(二)輸送中に起こった損害は国家がこれを弁償し、(三)国庫に金が入った場合は、国家はかれらに優先的に支払う、ことが定められた。^① こうして国家事業の公定請負人 *publicani* は次第に有力となり、しばしば不正な利得をえていたことが元老院に報告されたが、戦争中でもあったため、元老院はかれらを敢えて罰しようともしなかった。この事実を伝えているリウィウスの次のごとき文章が注目されるのである。即ち「何故なら、ときがときでもあったので元老院は請負人階層を罰しようとはしなかった *quia patres ordinem publicanorum in tali tempore offensum nolebant.*」

われわれはここに *ordo publicanorum* という表現を見出すのである。ローマの公定請負人は勿論騎士階層出身者である。したがってここにいわれる *ordo publicanorum* は、直接には前紀十九人の請負人だけであろうが、間接的には公定請負人となりうる階層たる騎士階層を指していると考えてよいであろう。果せるかなりリウィウスも、紀元前二一〇年の事実として次のことを記している。即ち「ローマは海戦の準備として多大の財源を必要としたが、税を高めることには国民が承知しなかったため、コンスルのラエウィウスは元老院議員にむかって、かれらが進んで国家に献金することを要求し、『もしそうすれば、騎士階層 *equester ordo* や一般庶民 *plebs* も、それにならうであろう』と主張した」と。即ちここでリウィウスは、*senatores* と *plebs* から区別すべき階層として *equester ordo* が存在したことを述べているのである。

紀元前二一〇年代、つまり紀元前三世紀の終りといえ、ローマがイタリア半島を統一して既に約六十年を経過し、第一ポエニ戦争後約三十年を経た時期にあたっている。長いイタリア半島の統一過程、第一ポエニ戦争における長期戦、それらは騎士階層の経済的發展を助長し、第一ポエニ戦争によるシンリー島の獲得はまた騎士階層の繁栄の永続的地盤を提

供するものであった。したがって紀元前三世紀の末には騎士階層が、今日の語でいえばブルジョワ的發展をとげつつあったといつて決して誤りでなく、リウィウスが当時すでに *equester ordo* の存在を設定したとしても驚くにあたらない。殊に第二ポエニ戦争の勝利の後、多大の賠償金を得たローマは、その豊かな国家財源を用いて、国内生活に関する多くの事業をおこしている。リウィウスの記述によれば、紀元前一八四年、一七九年、一七四年のケンソル（監察官）はそれぞれ、ローマ市に大規模な土木事業——道路の開設、道路の舗装（石による舗装）、神殿、列柱のある公共建造物の建立、貨物集散地（中心市場）の設営・橋梁・水道・下水道・パン焼竈の造営、等——をおこし、また紀元前二一四年にはローマ市外の道路の舗装をも企て、これらの仕事を騎士階層に請負わした^②。またこれよりさき、紀元前一九九年には、ポエニ戦争後漸く盛んになってきた海上貿易に目をつけたローマは、その最も盛んな輸出・入港であるカプア、プテオリ、スコラキウムにおける関税を定め、その徴税を騎士階層に請負わした^③。つまりローマが海外領土としては僅かにシシリ島以外にいうべきものをもたなかつた紀元前二世紀の前半にも、騎士階層の経済的發展はめざましいものがあつたと判断されるのであり、かれらが、身分的には元老院中心の貴族と区別されながら、経済的有力者としては一般庶民から区別されるべき階層に發展していた事実は否定することができない。言葉をかえれば、紀元前二世紀においては、騎士階層は、その意識はとにかく、事実上一つの *ordo* を構成しつつあつたといわねばならない。

では元老院を中心として展開される共和制ローマの政治的進展過程の中で、騎士階層が元老院との差別意識を元老院に対する対抗意識乃至対立意識に転じ、元老院中心の政治路線を、騎士階層の利害に適合する路線へと転換せしめようとしたのはいつ頃からであろうか。

この問題に関連して考究されねばならないのは、紀元前一六六年にローマがデロス島を自由港にした事実を如何に考えるべきであるかという問題である。そしてこのローマのデロス島政策は、第二ポエニ戦争後にとられたローマの対バルカ

ン及び対アジア政策の一環として理解すべきものであることは、デロス島の地理的關係から、容易に考量されるであろう。

バルカン及びアジアつまり東部地中海地帯は、その歴史的先進性から、地中海貿易の中心地帯であったことは今さら論証を要しない。ではローマのこの地帯への作戦は、この地帯の貿易権を掌握して、地中海貿易を独占しようとする商業的帝国主義作戦であつたであらうか。

第二ポエニ戦争中、マケドニア王フィリッポスは自らギリシア、イリリアの保護者をもつて自認し、イリリアを保護国としたローマとは当然対立關係にあつた。ハンニバルがイタリアに侵入してカンナエの会戦でローマ軍を大破するや、フィリッポスはハンニバルの窮局的勝利を信じて、ハンニバルに援助を申し入れている。第二ポエニ戦争でカルタゴを破つたローマは、バルカンの強国マケドニアに対して不断の脅威を感じざるを得なかつた。それなればこそ、十数年つづいた第二ポエニ戦争によつて国力を消耗しつくした直後にもかかわらず、ローマは、フィリッポスに対して立ち上つたアエトリア人を援助して、いわゆる第二マケドニア戦争（前二〇〇—一九七）をおこさざるを得なかつた。またフィリッポスに代つて反ローマ勢力となつたシリアのアンティオコス三世と戦つてこれを破つた（前一九二—一八八）。これらの戦争の勝利にあつてローマは、従来西方における戦勝の場合とちがつて、少しも領土の拡大をはからなかつた。若干割譲させた土地はロードスやペルガモンに与え、それをローマ領とはしなかつた。ギリシアはただ忠実な同盟国とただけである。即ち紀元前二世紀前半のローマのバルカン、アジアにおける一連の作戦は、唯東部地中海地帯に親ローマ国家群を創造しようとする政治目的のためのものであつて、そこにおける貿易権を掌握しようとする経済目的をめざすものでなかつたことを示している。

ところでしばしば問題になるのは、紀元前一六六年のデロス島に対するローマの処置を如何に解釈すべきか、という問

題である。というのは、右にのべたように、ローマが東地中海において寛大な政策をとつたに拘らず、平和は永続せず、紀元前一七二〜一六九年にかけて、マケドニアにおいて反ローマ運動がおき、いわゆる第三マケドニア戦争となった。このときロードスとペルガモンは、ローマ勢力の余りにも強大になることを恐れて、ひそかにマケドニアの勝利となるか、少くも両国の緊張関係が永続することを願った^④。そこでローマは、ペルガモンにおいては王をとりまく重臣の勢力を強化して王の権力を弱体化し、ロードスからはその領土の多くを没収するとともに、その繁栄し来つた商業に痛撃を与えるため、デロス島を新しく自由港にすることを宣言したのである。ローマのこの処置を、ポリビオスは、ロードス人に対する最もきびしい所罰であつた、と述べている^⑤。

思うに、ローマはこれまで、ローマにとって最も恐るべき勢力であつたカルタゴに対してさえ、その経済力の源泉である商業・貿易の禁止を考えたことはなかつた。ロードスに対する紀元前一六六年の処置は、敵対国家を無力化するため、その経済力の源泉たる商業活動を涸渫せしめようとした最初の政策、即ちローマの政策がはじめて、商業・貿易を念頭においてとつた最初の政策であつたといえる。が問題はここから生まれる。即ちこのロードスⅡデロス政策は、イタリア貿易商人の利益を求めた政策であつたか、さらにこの政策が漸く強力となつた騎士階層がその経済活動の場の拡大を求めて、元老院をつき上げた結果でて来た政策であつたか、またさらに当時騎士階層が共同の利益を求めて、元老院階級に対する自覚的、階層的統一体つまりオルドを形成していたか、が問題である。一部の近代の歴史家は、ロードスⅡデロス政策は紀元前一四六年の、ギリシアにおける大商業都市コリントの破壊と西地中海に依然として商業都市として繁栄をつづけたカルタゴの破壊と相関連する一連の政策と考え、これを、例えば、フォン・シェッフラーはローマ資本家 *römische Kapitalisten* の利益をはかる政策とし、ランゲ、モンゼン、ヘイトランドらは、ローマ商業階級 *commercial class* が元老院に圧力を加えた結果であると考えたのである^⑥。果してそう考えるべきであらうか。そもそもデロス島は、

その産物として知られているものは極めて少い。わずかにデロス島の青銅がアイギナのそれとともに古くから有名であったこと、また古くは香油が有名であったことが伝えられているにすぎない^⑦。デロス島を有名ならしめているのは、それが東西の中間貿易港としてであつて、とくに毎日数千の奴隷が売買されていたのが有名である^⑧。ところでローマは、マケドニアのペルセウスを没落させた後、アテナイの要求をいれて、この島の所有をアテナイに与え、ただその港を自由港としたのである。もしローマの資本家―騎士階層の利益をはかろうとする考えがローマ元老院にあるか、または騎士階層が団結してその利益の発展を求め、ローマの元老院の政策方向を決定するだけの圧力を加え得たとすれば、東西貿易の要衝デロス島は当然ローマ領の中へ組み入れられたであらう。がローマの元老院は極めて簡単にアテナイの要求を容れ、アテナイはデロス島の住民の大部分をアテナイに移し、その代りにアテナイのクレルコイ（植民）を送りこんでいる。即ちデロス島は完全にアテナイの政治的・軍事的支配下におかれたのである。このことはロードス^⑨デロス政策が、ローマの従来の方政策、つまり親ローマ勢力を育成・強化して、ローマの国際的安全性を求めるといふ純政治的政策の延長の上にある、騎士階層の経済利益を計量した乃至計量せしめられた経済政策への転換を未だおこしていないことを示すであらう。前記のべた「商業貿易を念頭においてとつた最初の政策」ということも、「ローマの商業・貿易による利益を計る政策」という意味ではなく、反、ローマ国家の力の源泉として商業・貿易の意義を認識した上の政策を意味しているのである。

ところで近代歴史家がロードス^⑩デロス政策を、ローマ騎士階層の利益を考慮した政策・乃至は騎士階層の圧力によって元老院がかれら騎士階層の利益を考慮せしめられた政策である、と解釈したのは次のような史料にもとづいている。

十九世紀の終りにデロス島から、紀元前一三〇年から紀元前九〇年に至るまでの、かなりの数の碑文が発見された。それはここに在住するローマ人及びその他の国々の人々が、神に献じた奉納碑文である。この碑文を研究したオモールは、この碑文の中に、第三マケドニア戦争後のローマ官吏より遙かに多くのローマの事業家 *negotiatores*、屢々小商人、被解

放民、ローマの資本家によつてつくられた大商社会社の代理人としての奴隷の名を分析し抽出している。^⑨ シェッフアーも、この短い期間に、ローマ植民地以外の地で、これ程多くのイタリア人関係の碑文が発見されたところはないとして、この碑文の重要性に注目している。^⑩ 数の上からみると、イタリア人につぐものはアテナイ人と東方出身の商人や金融業者で、アテナイ人は商人よりもむしろ国家の官吏や神々に奉仕する人々である。東方出身者はその名に付随している都市名から、アレクサンドリア、アンティオキア、ポントス河畔のヘラクレイア出身者が多く、テュロス、シドン、ベリュトス、アラドス、アスカロン、ラオディケイア、ヒエラポリス等のフェニキア及びシリアの都市出身者がこれにつき、さらにニコメディア、ニカイア、アミソス、ニュンハイア等のビテュニア・ポントス地方の都市出身者がこれにつづく。この事実によつてデロスが如何に国際商業の中心であつたかが推測されるのである。多くのオリエント都市に対して、イタリア都市名としてはただタレントウムとネアポリスの二つの都市名が見出されるだけである。両市はともに古いギリシア植民都市であるから、デロスにおけるイタリア出身の商人中には、政治的にはローマの支配下にあるとはいへ、本来的にはギリシア人商人が少くなかつたことを物語っている。またその他のイタリア人関係の碑文が、すべてローマの騎士階層またはその代理人の活躍を示すものとは断言できない。イタリア人は一般にその出身都市名を記入しなかつたとシェッフアーはいう。^⑪ そのためデロス島のイタリア人を分析して、本来のローマ人と他のイタリア人とを区別することは不可能に近い。けれどもかれらの中にローマの騎士階層やその代理人が含まれていたことだけは、当時の騎士階層の活躍からみても、すでに容易に推測される。このことはまた当時ここに在住していた各地から来た商人や船主たちが、それぞれ特殊な神の祭祠を中心にして国民的な組合 (*syndes*) を結成していたことを示す碑文のなかに、イタリア人の組合があつたことから確かめられる。例えば *syndes mekalyrthōn* はエジプトの女神を中心とした組合であり、*nosidwvratū Bpōvtrōv ēltopoi kai vaxēklypōv kai* ……はフェニキアのベリトス市出身の商人、船主達がポセイドンを中心として結ばれていた組合

であるが、イタリア人もアポロンやポセイドンを中心として、*Ἀπολλωνιασταί* や *Ποσειδωνιασταί* という組合をつくっていたことがたしかめられるのである (von Schoeffer, a. a. O.)。とくに注目されるのは、ギリシア碑文集の中をさがすと、テロス出土のつぎのような形式をもつ頌詞が見出されることである。その一つには、

「テロス在住のアテナイ人とローマ人との商人と船主とは、その徳と正義の故にヅエノンのアルコンの年にテロスの総督に選ばれた、ポリュエアのアレクサンドロス・ポリュクレイトスをアポロンに……*Ἀθηναίων καὶ Ῥωμαίων οἱ κατοικοῦντες ἐν Δήλῳ καὶ οἱ ἔμποροι καὶ ναύκληροι Ἀλέξανδρον Πολυκλείτου Φλυέα ἀρετῆς ἕνεκεν καὶ δικαιοσύνης, ἐπιμελητὴν Δήλου γενόμενον ἐν τῷ ἐπὶ Ζήνωνος ἄρχοντος ἐνιαυτῷ, Ἀπόλλωνι……*」⁽¹⁸⁾

と記されている。いま一つの碑文には

「……アトモネアの……がテロスの総督になったとき、テロス在住または逗留中のアテナイ人とローマ人、及び一切の外来人は、徳と正義の故に……

……*δωρον Ζήνωνο*・

ς Ἀθμονέα, ἐπιμελητὴν

Δήλου γενόμενον,

Ἀθηναίων καὶ Ῥωμαίων

καὶ τῶν ἄλλων ξένων

οἱ κατοικοῦντες καὶ

παρεπιδημοῦντες

ἐν Δήλῳ, ἀρετῆς

と刻印されている。

ここにみえるローマ人の商人や船主がすべてここに居留したり逗留したりする騎士階層のものであるとはいえないまでも、その多くがかれら騎士自身であり、またその代理人であったと推定しても誤りではないであろう。

しかしこれら紀元前二世後半のなかば以後の事実は、騎士階層のデロス島における活躍を立証するものであっても、紀元前一六六年の時点の事情を物語るものではない。したがって右のような騎士階層の活動から、紀元前一六六年のローマのデロス政策が、騎士階層の圧力によるとか、そのつきあげによるものとすることは、アナクロニズムのそしりをまぬがれないであろう。われわれに確実にいいうることは、右のような騎士の活躍は、デロス政策の原因ではなくて結果であるということである。

デロス政策より二十年後に行われたコリントの破壊の時点をとってみても、われわれはなおモンゼン、ランゲ、ヘートランドの主張を容認すべき資料を見出し得ないのである。コリントが西のカルタゴのように、ギリシア世界の有数の貿易港であったことは周知の事実であるが、ローマはこのコリントがアカイア同盟にくみして反ローマ戦争をおこしたとき、これを完全に破壊した。ときに紀元前一四六年であった。このコリントの破壊は、派遣ローマ軍の將軍のムンミウス *Munnius* が元老院と連絡をとり、元老院派遣の委員会の監督の下に行われたのである。したがってこの破壊は元老院の一政策であったといつてよい。ところで、この政策も元老院が騎士階層の圧力によるものかどうかが問題になる。

コリント破壊という残忍な処置については、古代著作家もその説明に窮し、多くはコリントの無謀な反ローマ的態度をせめ、その滅亡すべき運命の原因をコリント自体の中にみようとしている。キケローもときには「アカイア人のローマに

対する敵意に対する処罰^⑭」といい、ときには、コリントの戦略的地位の重要さから、それが再び反ローマ勢力の拠点となることを防ぐためであったと説いている^⑮。その他の著作家の記述も大同小異であつて、コリント破壊についての商業的動機を指示しているものはない。いわんやモンゼンらの主張するように、騎士階層の圧力によるとしなければならぬ根拠を示すものはないのである。われわれはここで今一度、コリント破壊が行われたときより三年前、即ち紀元前一四九年にはじめて元老院が *Quaestio de repetundis* という常置裁判所を設立し、属州統治者と現地に働く騎士階層の企業家との馴れ合いによつて行われる不正を再審裁判するという制度によつて、騎士階層の活動をコントロールするに至つたことを想起しなければならぬ。つまり騎士階層は未だ元老院の統制下にあり、これを動かして自己に有利な方向へ政治の路線を転換せしめ得るような情勢にまでは到達していないと判断せざるを得ない。それ故コリント破壊については、テニ・フランク、カルコピノー、ヘイウッドらの主張するように、それはギリシアにおける反ローマ運動を最終的に終らしめようとする元老院の政治的意図からでたものと理解すべきである^⑯。

ここでわれわれは前にあげた問題即ち、ローマの騎士階層が、上には元老院に対し、下には一般庶民から自からを區別する一つの間層として、自覚的に統一されたオールドを形成するようになったのはいつか、という問題に立ち返えらう。われわれは以上の論証から、紀元前二世紀の前半すでに、騎士階層が元老院に対して統一的なオールドを結成し、その圧力をもつて元老院の対外政策の路線をかれらに有利な方向へ転換せしめたとするモンゼンその他の見解が誤謬であることを認め得るとともに、紀元前二世紀後半のはじめにおいてもなお、騎士階層が元老院の統制下にあつたことをたしかめたのである。では騎士階層が対元老院に結集したのはどの時点であつたか。ここにおいて注目されるのが前述したガイウス・グラックスによる裁判所改革の運動である。

紀元前二世紀においてもなお、騎士階層が元老院の政治権力の統制下にあつたということは、騎士階級の無力さを証明

するものではない。ローマの半島征服は勿論、さらに相ついで行われた対外戦争は騎士階層の経済的發展に機会を与え、とくに属州の拡大はかれらの経済力を飛躍的かつ恒常的に増大せしめる場所を提供した。その意味からみれば、ローマの政治を決定して来た元老院の政策は、騎士階層の経済發展を促進するものであつても、決してこれを阻碍するものではなかつた。しかし属州民に対し、法的にも優越性をもつロー市民としての特権を背景としながら、その経済活動を自由に展開しようとする騎士階層にとって、*Quaestio de repetundis* が元老院階層の者に独占されていることは、かれらの経済欲望を充足さす上に大きな障害であつたに違いない。われわれはまず紀元前一四九年の *Quaestio de repetundis* の設置が、ローマの最初の属州シリシリアを獲得してから約百年を経過した後のことであることに注目すべきであらう。何故ならこのことは、この裁判所が最初から属州統治の方式の一環として考案されたものでなく、属州統治百年の過程の中からその設置の必要性が生まれたことを示しているからである。即ち属州統治百年のうちに、騎士階層の不当な属州民からの搾取が次第に増大し、元老院に道義的な面からの不快感を与えるのみならず、国家的見地から不安感を高めたに想違ない。何故なら、西にはなお油断ならぬカルタゴの復興があり、東にはマケドニアやアカイア人の反ローマ運動が蠢動していたからである。属州民の人心を安定させること、それには漸く経済的力を強大にして来つつある騎士階層の不正行動を抑制することは、古い道義を守る元老院の精神的必然の要求であるばかりでなく、当時のローマのおかれた国際的情勢からの政治的要請であつたといわねばならない。また騎士階層からみても、当時の国際的緊張の中で、敢えて私利のために元老院の政策に対立すべきときではなかつた。

けれどもすでにマケドニアが屈服し、カルタゴが滅亡し、アカイア人の反抗力も破碎され、さらに小アジアのペルガモンがローマ領となる段階においては、ローマにとっては、最早シリヤ、エジプトを除いて広い地中海沿岸諸地域に警戒すべき国は存在しない。騎士階層にとって、このような国際政局上のローマの優位が確立し、最も経済的活動にとって適し

た東部地中海世界が入手されてくると、今こそこれらの経済活動を心おきなく遂行すべき時期が到来したと考えたであろう。かれらのこの欲求を制圧するものが他ならぬ *Quaestio de repetundis* である。この裁判所が元老院議員に独占されている限り、かれらの活動は自由であり得ない。この裁判所を騎士階層のもののおさめることこそ、かれらの活動の自由を保証する唯一の手段である。こうして騎士階層は、裁判権をめぐる漸く元老院と対決すべき段階にあることを自覚して来た。——このように考えることよってわれわれは、さきに公地再分配のみをめざしたティベリウス・グラックスの運動に対しては、元老院と共同戦線をしいた騎士階層が、十年後、裁判権を元老院から騎士階層の手に移すという案を含むガイウス・グラックスの改革に賛同し協力した理由を理解することが出来るのである。今や騎士階層は民会において、反元老院態度を明確に表明したのである。ここに、われわれはこの章の最初にかかげた問題、即ち騎士階層が自覚的オルドをなすに到ったのは何時か、という問題に対して答え得るところへ来たようである。即ち、その答えは次のようである。「その時期は紀元前一四六年から紀元前一二三年までの間で、とくに紀元前一二三年の時点が、かれらの自覚を最も明確に表明した時点として重要である。」そしてこの時期の下限についてのわれわれの推定の正しさは、今後のローマ政局と騎士階層との関係がこれを裏づけるであろう。

- 註① Liv., XXIII, 48, 4~49, 4; XLIV, 16.
- ② *ibid.*, XXXIX, 44; XL, 61; XLI, 27; Vgl., T. Frank, *Economic Survey*, S. 152.
- ③ Liv., XXXIII 7.
- ④ Gellius, *Noctes Atticae*, VI, 3, 16, Polyb., XXIX, 10
- ⑤ Polyb., XXXI, 7, XXXIII, 17.
- ⑥ Von Schoeffer, *Delos* [In Pauly. *Wissova*, R, E.], Lange, *Rom. Alt.* II, 6, 327f. Mommsen, *Röm. Gesch.*, III, S. 239f.; 257f.; Heiland, *Rom. Rep.* II, P.165.
- ⑦ Plin., n.h., XIII, 4.
- ⑧ Strab., XIV, 668.
- ⑨ Homolles, *Les Romains à Delos* [Bulletin de correspondance hellénique VIII, S. 1ff.]
- ⑩ Von Schoeffer, a. a. o.
- ⑪ Von Schoeffer, a. a. o.
- ⑫ C. I. G. 2287.
- ⑬ C. I. G. 2288.
- ⑭ Cic., *De rep.*, II, 47.

⑨ Cic., De off., I, 35; III, 46; Leg Agr., II, 87.
⑩ T. Frank, Roman Imperialism P. 234f., Bloch et Carcopino,

Histoire Romaine, P. 134f.; Haywood in "T. Frank, Econ. Surv. IV"
P. 6f.

七 共和制末期の政局と騎士階層

(1) 騎士階層の階層的統一性の確立

ガイウス・グラックスの革命的運動によつて、元老院の権力はまさに危殆に類した。元老院が全力をあげてこれに対抗しようとしたのは当然であつて、紀元前一二二年、ガイウスが兄ティベリウスと同様に、護民官の法定任期一年をさらに一年延長するや元老院は武力でこれを抑圧した。元老院はガイウスをはじめその支持者の多くを虐殺して再び国家最高の政治的權威を恢復した。しかし元老院は今や、今後は二つの勢力に対処してゆかねばならなくなったことをしられた。一つはグラックス兄弟の二度にわたる運動によつて、護民官を先頭に立ててその生活条件の改善を求めべきことを体験的に知った一般民衆の力であり、今一つはガイウスの裁判所改革によつて *Quaestio de repetundis* を独占し、いよいよ經濟力を膨脹させてゆく強力な騎士階層の力である。事実共和末期の史料の上には、騎士階層が、ローマ社会の中で一つの特異な階層を形成していたことを指証する史料が極めて多い。ここでは二、三の例をあげて満足したい。

(一) キケローはウェルレス駁論の中で、騎士階層の人物名をあげるとき常に、『ローマの騎士だれそれ』という指名形式をとっている。例えば、

Q. Septicio, honestissimo equite Romana...^①

P. Scandilius, eques Romanus, quem vos omnes nostis,...^②

Dico equitem Romanum, hominem in primis honestum,...^③

即ち「騎士」という称呼を公的な称号として用いているのである。

(二) またキケローは騎士階層の者をあげるときは殆ど常に、(一)にみられるように、「名誉ある *honestus*」という修飾語を用いるか、または「光輝ある *splendidus*」という形容語を付している。^④

(三) キケローはまた友人宛の一書翰の中で、「騎士階層の主導者 *princeps equestris ordinis*」という表現を用いて、*equester ordo* が殆んど一般に認められた統一体を形成したことを証示している。

(四) 共和制初期には元老院階層の家族のものにその使用が許されていた金の指環が、次第に公馬使用の騎兵にもその使用が認められるにいたった。ところが平民出身者もその財力によって騎士と称せられるにいたると、かれらもまた金の指環を、自己の社会的地位を一般庶民と区別するしるしとして用いるに至った。^⑤

(五) 本来は騎兵の守護神であった *Castor* と *Pollux* が同時に商業の守護神でもあったため、騎士階層の守護神として崇拜し、かれらの社会的特殊性を宗教的に表現している。^⑥

以上の諸例証からも明かなように、共和末期の騎士階層は自他ともに認められた一つの特殊階層を構成していたのである。この騎士階層をローマ社会の中で考察したプリニウスは、元老院階層と一般庶民との中間的社会層とみて、「第三の階層 *tertium corpus*」と呼んだが、^⑦まことに妥当な呼称である。即ち、身分的社会構成として出発したローマ社会は、元老院を中心とした貴族 *patrici* と平民 *plebs* との二重構造であったが、第三の階層として騎士階層が形成されて、ローマ社会は独特な、しかも複雑な三重の構成をもつに至ったのである。つまり身分制社会としてはローマは依然として貴族・平民の二重構造をもち、社会的・経済的には貴族・騎士と一般平民との二重構造をもちながら、騎士は身分的には貴族と対立しつつ経済的には一般平民から分離・対立するという三重の社会構成をもつに至ったのである。騎士階層の共和末期の政局下における行動も、この社会構成を念頭においてでなければ理解し得ないであろう。われわれはまず具体的な事

実に注目し、そこにあらわれた騎士階層の動きにひそむかれらのインテンションを探ぐることにしてしよう。

(四) 反元老院的志向

すでにティベリウス・グラックスとガイウス・グラックスとの運動に対する騎士階層の動きの中に、自らの階層の経済的利益を中軸としてその動向を決定しようとするかれらの意図が推察されるのであるが、なお次のような紀元前二世末におけるローマの対外政策と騎士階層との関係に注目しよう。

〔事例一、マッシリア援助と海賊討伐〕

紀元前一二五年から一二一年に、ローマは古い盟邦であるギリシア植民都市マッシリア（今日のマルセイユ）がガリア諸部族に包囲され、その圧力に屈服しそうになった。同盟国の援助という政治的責任からも、スペインとの陸路の安全を確保する意味からも、ローマ元老院はマッシリアの援助を決定しそれを遂行した。それと同時にローマは従来マッシリアの力でおさえていた海賊をマッシリアに代って討伐することを定め、それを決行する足場としてバレアレス諸島の併合を行つた。この海賊討伐はマッシリア救援の目的よりも、スペインとの通商路の確保を目的とするものであることは明かである。通商事業が元老院議員の仕事でなくて騎士階層が独占している点からみれば、この海賊討伐事業の決定は騎士階層の強い要求によるものと判断して誤りではないであろう。それとともにガリア諸部族を撃破し *Gallia Narbonensis* をローマが獲得すると、ガイウス・グラックスはここにナルボ市の植民地建設を計画した。ディオドールス・シクルスの記述によれば、ナルボ市の建設計画は騎士階層の力強い支持によるものであり、しかも元老院の反対をおしきって紀元前一一八年にこの植民地の建設は決定された^⑧。われわれはここに早くも騎士階層がその経済活動の路を確保しまた活動領域をひろげるための方向へローマの政策をおし進めたことを認め得るのである。

〔事例二、ヌミディア戦争と騎士階層〕

第二ポエニ戦争のときアフリカのヌミディアはローマと結び、この国際関係を背景としてヌミディアを統一したマッシニッサ王（前一四九死）とその子ミキプサ王（前一一八死）の治世には、ヌミディアは忠実なローマの友邦であった。ところがミキプサの死後その子アドヘルバル（前一一二死）とミキプサの養子ユグルタ（前一〇六死）との間に激しい勢力争いが起った。そこでローマの元老院は委員を派遣して王国を東西に分割することによって調停をはかろうとした。即ちユグルタには未開の地が多いが農産物も豊富であり人口も多い西部を与え、アドヘルバルにはローマの属州に境を接し、良港も多く文化的に進んだ地域をもつ東部を与えた^⑨。したがってローマの企業家にとって関心をひくのは都市と良港に恵まれたアドヘルバル王国であった。

一方ユグルタはローマの元老院内の友人を買収してローマの干渉をおさえ、アドヘルバルを破ってヌミディアの再統一を計画した。四年の間アドヘルバルはユグルタの挑戦を避けて王国の維持をはかったが、紀元前一一二年ユグルタは大軍を率いて東ヌミディアに侵入した。アドヘルバルは防戦に敗れ、首都キルタに籠城して、この都市に在住する多くのイタリア人とともに最後の防戦につとめた。元老院は二回にわたって調停使節を派遣したが、その都度ユグルタに買収されて無為に終った。アドヘルバルは遂に降伏し、かれとかれを支援したイタリア人を含む戦闘員は虐殺された^⑩。

ローマからの第二回調停使節は元老院議長 *princeps senatus* の *M. Aemilius Scaurus* を含む有力な使節団で、ローマではその調停が成功するだろうと期待されていたにもかかわらず、報導されてきたのはキルタの虐殺であった。ローマにおいてはユグルタの残酷性に対する非難がごうごうとわき上るとともに、かれと元老院との関係についての疑惑が高まり、ついに騎士階層と元老院的傾向をもつ民衆とが、元老院攻撃の共同戦線をしくにいたった。特に騎士階層は、直接キルタの虐殺による損害への怒りからだけでなく、ユグルタへの不信と、かれによる北アフリカの経済活動範囲が狭めら

れることへの不安とから、元老院に対してユグルタ討伐を要求し、遂に紀元前一一一年元老院にユグルタ討伐へ踏みきらしたのである。これまで少くも親ユグルタ政策をとってきた元老院の政策は、今や騎士階層を中軸とした反元老院勢力によつて、その転換を余儀なくされたとみるべきであらう。

〔事例三、ユグルタ戦争と裁判権の擁護〕

紀元前一一一年に勃発したユグルタ戦争は紀元前一〇五年までの長期戦となつたが、その間騎士階層のインテンションを考量する上に重要視すべき事実が生まれている。

紀元前一一一年に開戦となつたときのローマ軍司令官となつたのはコンスルの一人 *L. Calpurnius Bestia* であつた。ところがかれはユグルタと会見して一つの条約を結んで戦争を終らしめようとした。その条約によれば、ユグルタは名目上降伏し、賠償金を支払う代りにヌミディア全土を留保するというのである。この条約内容は、元老院が国境線の向う側に隸属国家をつくつて国境線を守ろうとする、東地中海世界でしばしばとつて来た政策に準ずるものであつた。

この条約に対して騎士階層は、これによつてキルタ虐殺の賠償が行われ、かつ北アフリカに平和が恢復するとすれば、敢えて反対すべきものとは考えなかつた。けれども、護民官ガイウス・メンミウスとその追隨者は、元老院とユグルタとの間に不正取引があるという疑惑を捨てず、ユグルタ自らローマに来て、元老院議員に対する買収行為について証言すべきである、と民会で主張しつづけた。この大衆の疑惑をしずめるためにも元老院は戦争を継続せざるを得なかつた。こうして紀元前一一〇年、戦は再開された。ところがストゥルの町に冬営していたローマ軍がユグルタの計略にかかつて敗れ、降伏したという悲報がローマに達した。ローマは直ちに新しい軍隊を派遣したが、何ら効果ある戦果をあげなかつた。元老院に対する民衆の疑惑は高まるばかりであつた。そして護民官ガイウス・マリリウス・リメンタヌスは民会において、ユグルタと不正な取引を行つたと疑われる元老院議員の調査・審判すべき特別裁判所を設置した^⑩。さてわれわれにとつて

重要なのは、この特別裁判所が誰によって構成されたかである。

さきにガイウス・グラックスは *Quaestio de repetundis* を騎士階層出身者によって独占させたが、司法権全体を騎士階層へ移動させたのではなかった。したがってこの際は元老院議員によって構成されてよい筈である。元老院はそうすることによつて、ガイウス・グラックスの改革によつて失いかけた司法権の幾分かを保留し得た筈であった。キケローの記述によれば、民衆指導者の一人グラウキアは元老院に右のような意図のあることを知り、大衆に向つてかれらの裁判権を奪うとする提案に注意すべきことを警告した^⑩という。恐らくこの警告はとくに騎士階層への警告であつたであらう。事実マミリウスの設置した裁判所は多くは騎士階層のものによつて占められたのである^⑪。この事実からわれわれは、騎士階層がかれらのもつ唯一の具体的な政治権力としての *Quaestio de repetundis* を擁護するだけでなく、凡そ裁判権一般を掌中にしようとして民衆と提携し、元老院の司法権奪回の目的を破砕した、といひ得よう。

〔事例四、派遣軍司令官の交替と騎士階層〕

ユグルタ戦争はその最後の段階でローマ軍司令官が *Q. Caecilius Metellus* から *C. Marius* に代つたが、この司令官の交替にもわれわれの注目をひくものがある。メテルルスは元老院階層の家に生まれた貴族で、紀元前一〇九年コンスルとなり、今一人のコンスルと抽籤してユグルタ戦争の総司令官となつた。かれは十分な軍備をととのえて出征したため、ローマではかれによつて最後の勝利が齎らされること^⑫が期待された。しかし事實は期待に反して戦は徒に遷延するばかりであつた。このためローマでは又しても元老院とユグルタとの不正取引についての疑惑がおこり、騎士階層と一般民衆との元老院攻撃が激化した。とくに北アフリカにおける経済活動の再開を願う騎士階層は、一日も早く戦争が終結することを望んでやまなかつた。恰かもこのときアフリカのウアガ *Vaga* の町でイタリア商人の第二虐殺事件がおきるに及んで、同司令官交代の要求が高まつてきた。このような情勢にあるとき、メテルルス麾下の一将軍ガイウス・マリウスは *publicani*

や企業家達に手紙を送り、メテルルスの戦闘法を批判し、戦争を早期に終らしめるために自分を司令官に選ぶことを要求した。^⑭ その結果紀元前一〇八年マリウスは帰国し、紀元前一〇七年コンスルに選ばれ、ユグルタ戦の軍司令官となることに成功した。長かったユグルタ戦争は、かれの巧妙な戦術でユグルタを逮捕して終りをつげた。

およそ対外戦争の長引くことを望む者は少い。しかしローマ騎士階層がユグルタ戦争の早期終結を望む心は、戦費の負担に苦しむ一般庶民の心と異なり、かれらの経済活動の場の回復にあつたのであり、その目的を達成するためにかれらは軍司令官の交代をもちとげたのである。つまり *equester ordo* は自己の経済的利益のために軍政をも左右したといわねばならないのである。

〔事例五、再び裁判権をめぐる元老院と騎士階層の闘争〕

紀元前二世紀の終りにローマは一つの政治的危機に直面した。それはグラックス兄弟の運動にもかかわらず、ラティフィアの進展はやまず、中小地主は没落して社会の矛盾は増大するばかりであつた。^⑮ 紀元前一〇四年の護民官リウィウス・マルクス・フィリップスが公地再分配法案を民会に提出したときの演説「国中土地をもつ者二千人を出でず *non esse in civitate duo milia hominum qui rem haberent*」^⑯ という言葉はキケローのいうように誇張した表現であろうが、しかし言葉の背後にある社会の傾向は厳然たる事実であつた。このような社会を背景として民衆指導者は、しだいに力で元老院政権を打破しようとする傾向へと進んでいった。これに対して元老院派は極力その権力を擁護しようとしたことが推察され、そしてその権力擁護の合法的手段として一切の司法権の奪回が選ばれたようである。ただし法治国ローマにおいて、伝統的な元老院の地位を維持し力による国家改革の動向をおさえるためには、これまでの法秩序の維持が必要であり、そのためには違法行為を審判すべき裁判所を確保することが必須の条件として要請されるのである。

紀元前一〇六年のコンスルとなつた *Q. Servilius Caepio* は裁判制度の改革を企てたとキケローとタキツスが伝えて

いる。しかし残念ながらその改革案の内容は詳らかでない。タキッスは陪審官を元老院のみにしようとしたと伝え、^⑮キケローは、最も穩健な元老院議員クラッスもカエピオの法案を支持し、騎士階層を激しく攻撃したとのみ伝えている。^⑯ところでこの法案の通過について古典著作家は伝えていないが、二年後の護民官ガイウス・セルウィリウス・グラウキアは不当取得裁判所法 *Lex Servilia repetundarum* によつて、騎士階層の陪審員としての活動を復活したのである。^⑰ われわれはこれらの事実から、紀元前二世紀の終りに、司法権をめぐつて一度は元老院派の激しい巻き返えしが成功したが、これに対して騎士階層が民衆派と結んで強力に反撃し、再び不当取得裁判所の独占を恢復したことを知ることができるのであつて、ここまでは騎士階層と民衆との提携という従来の動向に変化はみられないのである。

い 反民党的志向

以上の事例は騎士階層が自己に有利な方向へと政局を動かすについて、ときには自らの力で元老院を動かし、また元老院と対立するときは一般民衆と提携してその共同の力で元老院を屈服させたことを示している。しかしこれを以て騎士階層が常に元老院と対立し、常に一般民衆と協力態勢にあつたと結論してはならないのである。前にも述べたように、第三階層としての特殊な社会的位置にあるかれらは、一面においては元老院中心の貴族と対立関係にあると同時に、経済的には却つて貴族と利害を共にし、一般民衆と一致しない面をもっている。したがつて騎士階級の政治的動向も決して一方的直線的ではあり得ない。そのことを示すものとして、次の第六の事例を示したいと思う。

〔事例六、民党の抬頭と騎士階層〕

右のように階層間の闘争がローマにおいて激しく展開している間に、騎士階層がもつ今一つの面——一般大衆との利害の不一致の面——が露呈しなければならぬ情勢が生まれつつあつた。それは民党勢力の強力な發展であつた。その事情

はここでは詳論を避けるが、大体次のようであった。

さきにもその名をあげたカエピオが、紀元前一〇六年にコンスルになった頃は、恰かも、それぞれゲルマン民族の一族である *Cimberi* 族と *Teutones* 族とが南ヨーロッパを脅かせ、ローマ軍をも破ったことがあり、そのためローマはその国境の不安を感じた。そこでローマ元老院はカエピオを司令官として軍をガリアに進ませた。カエピオはケルト族とは和平の交渉を進め、ケルトの同盟者である *Volcae* 族と *Tectosages* 族とを撃破してかれらにとって聖なる町 *Tolosa* (今日の *Toulouse*) を陥落させ、この町の財宝を戦利品として奪い、これをローマに護送させることとした。ところがこの財宝が途中喪失されたため、かれは他の人々とともにそれを着服したのでないかという疑惑がもたれ、しかもかれは *Arasio* の戦で敗れ、かれに対する非難はいよいよ高まった。かれへの非難はいうまでもなくかれを推す元老院への不信と反感の表明である。まさにこのときヌミディテからマリウスが凱旋してきた。かれは人民の英雄として迎えられ、直ちに、紀元前一〇四年のコンスルに選出され、遂に紀元前一〇二年ケルト鎮圧の責を完遂した。^⑳

一方で右にのべたような対外戦争がつづき民衆の生活がいよいよ苦しくなり、その上ローマにパニックが起つたため、民衆の反元老院的感情はいやが上にも激化した。この情勢の中に、キケローが史上最強でしかも最も革命的な民衆指導者と評してゐる *L. Appuleius Saturninus* と *C. Servilius Glaucia* とが民衆の先頭に立ち、反元老院運動を展開することとなつた。^㉑ サトゥルニヌスについては詳細はわからないが、キケローやディオドロスの記述によれば、かれは紀元前一〇四年に検察官 *quaestor* となり、オステリア港における穀物輸入に対する監督の地位にあつたが、かれの仕事が穀物輸入業者と結託して非能率であるという理由で元老院によってその監督の地位を奪われてからは、かれは急激に反元老院派へ転じ、翌年、護民官に選出されたという。

紀元前一〇四年から紀元前一〇〇年にいたる時期は、民衆指導者が元老院攻撃を執拗にくり返した時期であつた。^㉒ ま

ずその攻撃は元老院の大立物カエピオに向けられた。そのためかれはアラウシオの敗戦後ローマに召喚され、その軍統卒権は剝奪され、トロサ宝物の喪失を調査する特別裁判所が設置されて被告席に立たされた。この裁判では、あやうく助かったが、紀元前一〇三年サトゥルニヌスが護民官となるや、かれはカエピオの軍事的失敗を民会で責め、カエピオとその同僚將軍 Mallius を「命の余儀なきに至らしめた。

この事実と呼応するように、さきにユグルタ戦争中の民衆指導者 C. Memmius が、元老院から、属州において恐喝取財を行ったという疑をうけたが *Quaestio de repetundis* を占める騎士階層出身の陪審官は、元老院の意向を無視して無罪を宣告した。²⁴ ヒルも指摘しているように騎士階層はサトゥルニヌス一派の極左的運動には同調し得る筈はないが、この場合元老院政策という共通の一線で同調したものと考えられる。²⁵

サトゥルニヌスはまた一つの法律をつくり、一つには民衆運動が合法的に抑圧されないために、二つには騎士階層を自己の陣営に釘づけにしようとした。というのは、従来ローマでは、国家の威信 *maiestas* を損傷した場合、それは重大な犯罪として所罰されてきた。ところが一体如何なる場合が国家威信の損傷になるのか、如何に処罰するかは漠然としており、それは元老院議員の構成する裁判所の意志によって決定される。²⁶ この制度がある限り、民衆指導者はいつ政治犯に問われるかもしれない。サトゥルニヌスはそれを恐れた。そこでかれは紀元前一〇三年一法律をつくり、この罪を「ローマ人民主権の損傷 *maiestas minuta*」と定義し、それを取扱う特別の裁判所（常置か臨時か不明）を規定し、その審判員は騎士階層の者をもってあてることとしたのである。²⁷

以上のように民衆は恰もガイウス・グラックスがとつた方策と同様に、騎士階層を自己の陣営に引きつけながら、貴族支配の中核である元老院との対決を図っていった。これに対して元老院の保守的指導者 Metellus Numidicus は紀元前一〇二年、いどこにあたる C. Metellus Capurarius とともに監察官 *censor* となり、民衆の領袖サトゥルニヌスとグラ

ウキアが元老院に入ることを拒み、これ以上の公職につくことを阻止しようとした。遂に民衆がヌミディクスを襲撃して一時かれをカピトルの丘に閉じこめるといふ事態さえ生じた。²⁰元老院と民衆との対立はいよいよ激化してきたが、この極度の緊張状態にあるローマへケルト討伐を終えたマリウスが帰国して来たのである。今や実力者マリウスが如何なる態度にでるかが問題であった。

帰国したマリウスの希望は、軍功を実績として第六回目のコンスルになることと、かれに従軍した兵士に生活の保障を与えることであつた。とくに、周知のように、かれは当時のローマ市民一般の貧困化のため、有産市民による正規軍の編成が不可能であることをみて、兵制を改革し、従来ローマ正規軍たり得なかつた無産市民 *capite censi* を正規軍に編入したため、帰還兵士の生活保障は緊急を要する問題であつた。マリウスは農民出身の平民であるが古い貴族の家に属するユリウス家の女ユリア（カエサルの伯〔叔〕母）を娶り、決して革命的人物ではなかつた。にもかかわらず元老院はかれが反元老院勢力に推されて軍隊統率権を獲得した過去を想起して、マリウスに冷淡で、かれの希望を充たそうとはしなかつた。これに反してサトゥルニヌスは前からマリウスの軍事能力を高く評価し、かれを自己の陣営の人たらしむべく努力していた。即ちすでに紀元前一〇三年サトゥルニヌスは護民官のとき、マリウスがコンスルに重任することを援助し、ユグルタ戦争後にはマリウスに従軍した兵士に北アフリカの土地を分与した。²¹ケルト戦争から帰還したマリウスに同様の援助の手をさしのべ、紀元前一〇〇年のコンスルとしてマリウスを支援し、かれをして第六回目のコンスル当選に成功させた。こうした情勢の中でマリウスが民衆指導者と提携するのは当然のなりゆきであつた。今やマリウスはコンスルとなり、サトゥルニヌスは二度目の護民官となり、グラウキアは検察官となつた。こうして紀元前一〇〇年を中心とした時期に、民衆は最高執政官をはじめとする政治の主要なポストをおさえ、いよいよその社会政策の強行に移ろうとしたのである。

われわれはさきに、紀元前一〇四年の護民官フリップスが公地再分配法案を提出したことをあげたが、民党の目的が没落した農民や貧困市民の救済をめざしていたことは容易に想像される。サトゥルニヌスが抱いていた具体的改革案については、わずかに、貧民のための穀物廉売法を提案したこと及び「民衆 *populus* が何をきめようと元老院はそれに耐え、反対しないことを誓うべきである」という法案を提出したことが伝えられているだけである。^{③①}しかしリウィウスは、以前に民衆の指導者であったガイウス・カンミウスさえサトゥルニヌスの余りに極端な改革意図には同調し得ず、袂を分つていゝる、と伝えている。^{③②}この点からみて、その内容は推定し得ないが、サトゥルニヌスの企図した改革案は政治的にも社会的にも極めて激しいものがあり、プルタークの記述からみて、民衆独裁の政治体制を確立しようとしていたと考えて誤りではないであろう。それは改革案というより従来の元老院中心の共和秩序全体を破壊しようとする革命運動であったといふべきである。サトゥルニヌスを中心とした民党の計画がここまで進んで来ると、それに脅かされるものは最早元老院のみではない。経済的・社会的な優越を誇る騎士階層も、無産大衆の革命によってその地位がくつがえされることを危惧しなければならぬ。ではかれらは如何に行動したか。それを示す最も詳しい史料は、三七年後キケローが法廷で行った *Rabirius* 弁護論である。

紀元前六三年、スルラによる貴族派の独裁が崩壊後七年、民党勢力の再建を背景に護民官ティトゥス・ラビエヌスは、老いた元老院議員ガイウス・ラビリウスが三七年前、時の護民官サトゥルニヌスとラビエヌスの伯〔叔〕父クイントウス・ラビエヌスを暗殺したことをとりあげてこれに処罰を加えようとした。キケローがラビリウス弁護の熱弁をふるつたのはこのときであり、この弁論からわれわれはつぎのことを確かめることができる。キケローの表現をかりれば、「ルキウス・サトゥルニヌスの邪悪と狂気 *improbitas et furor L. Saturnini*」^{③③}にみちた試みに対して、元老院は伝家の宝刀たる「元老院の最高宣言 *senatus consultum ultimum*」によってコンスルのガイウス・マリウス・ルキウス・ウアレリウスに、

ローマ民主権 *imperium populi Romani maiestaque* の擁護のために、かれらが適当と考える護民官及び諸奉行を集めて、最も適当と考えられる手段を講ずべきことを求めた。コンスルは民衆指導者サトゥルニヌスとグラウキアを除く人を集め、ついに武力でかれらの運動を鎮圧することを定めた。⁸²⁾

問題はこのとき騎士階層が如何なる態度にでたかであるが、それは次のキケローの演説が示している。

「ところでラビエヌス君、私はここで君に一つの質問を提出したい。つまり、サトゥルニヌスは武装してカピトル丘上にあり、かれの側にはガイウス・グラウキア、ガイウス・サウフェイウス、君の伯〔叔〕父のクイントゥス・ラビエヌスが行をともししていたが、一方フォルムにはコンスルたるガイウス・マリウスとルキウス・ウアレリウス・フラックスが元老院議員を伴い、また当時政治上最も重要な要素でありあらゆる裁判所の全権力を握っていた騎士階層も (*equester ordo. qui tum magnam partem rei publicae atque omnem dignitatem iudicorum tenebant*) 武器をとって立ちあがったのだ。だからあらゆる階層の人々が (*omnes omnium ordinum homines*) 自己の安全は国家の安寧と結びついていると考えたといえる。そこで私は君に聞きたい、ラビリウスは何をなすべきであったか、と」⁸³⁾

即ちサトゥルニヌス一派の革命に対して行われた武力による断圧に際して、騎士階層は元老院と文字通り共同戦線をしたのである。この強力な武力の前に革命派は屈服し、サトゥルニヌスらは捕えられ暗殺された。⁸⁴⁾

われわれがこの事例をとりあげたのは他でもない。前に掲げた五つの事例は、ともに騎士階層が民衆指導者と提携し、元老院に対立したことを示した。しかしそれは騎士階層が裁判権を確保して、かれらの経済活動の自由を擁護するための提携で、民衆の生活擁護そのものを目標としたものではなかった。一方紀元前一〇四年のフィリップスの農地法もわずかに、公地に所属する牧場が共同牧場 *ager compascuus* として大家畜(牛馬など)十頭まで小家畜(羊など)五十頭(但

し一歳以下のものは数に入らない)までを放牧し得ることが定められただけで、土地を喪失した市民の救済にはならなかった。マリウスの兵制改革もかかる社会の必然的結果であった。この無産化した市民の大半を救おうとする民党の指導者が、グラックス兄弟以後の幾度かの改革運動の失敗をみて、最早革命以外に道はないと考えるに至ったのも一つの歴史的必然であつたといわねばならない。サトゥルニヌスの行動をもつて「邪悪・狂気」のそれとするキケローの批判は、「さて諸君、ローマの騎士達よ、私も諸君の階層の出身であり、何につけ諸君のために思う者であることを知ってほしい *Nunc vos, equites Romani, videte. Scitis me ortum e vobis; omnia semper sensisse pro vobis,...*」と叫ぶキケロー、即ち常に騎士階層の代弁者でもありまた騎士階層からその政治的能力によつて元老院階層の中へ上昇したキケローの批判である。それは絶対的な価値批判でなく、騎士的乃至貴族的階層からの相対的価値批判であつたことを認めねばならない。歴史は多く相対的判断で動かされる。ローマの騎士階層の動向も同様であつた。民党の抬頭によつてかれらの立つ地盤が根底から危くなつたとき、民党との提携はその限度に達し、民党の運動が左翼的極限に達したとき、反転してそれに対立するポールたる元老院の勢力に合流したのである。われわれはここに第三階層—中間層としての騎士階層の社会的・政治的動きの限度をみるのである。がしかし、一見両極の間に浮動するようにみえる騎士階層の動きも、決して定見のない動きではない。かれらの多様な動きも、実は一つのインテンション、即ち経済的優越的地位の確保・発展をめざす心につらぬかれているのである。

註① Cic., Verr, II, 3, 36.

② *ibid.*, 135.

③ *ibid.*, 148.

④ Cic., Rosc. Ann. 140

⑤ Liv. XXIII, 12; H. Hill, the Roman Middle Class in the Republican Period, Appendix III.

⑥ W. Helbig, Die Castores als Schutzgötter des römischen Equitatus [Hermes XL, S. 153-75.]

⑦ Plin. n. h., XXXIII, 34.

⑧ Diod., Sic. V, 38, 5.

⑨ Sallust., Jug., 16,5

⑩ *ibid.*, 21f. Diod. Sic., XXXIV—XXXV, 31

- ⑪ ibid., 40; Cf. Cic., Brutus, 127f.
- ⑫ Cic., Rab. Post., 14
- ⑬ Cic., Brut., 128.
- ⑭ Sallust., Iug., 65;73. Plut., Marius.
- ⑮ 拙著『ローマ経済史の研究』参照
- ⑯ Cic., De off., II, 73.
- ⑰ Tacit., Ann. XII,60.
- ⑱ Cic., Brutus, 164; De Orat., I, 225; II, 199f.
- ⑲ Cic., Rab. Post. 9; Verr., I, 26; Val. Max., VIII, 1. 但しこの時
 点については J.P.V.D. Balsdon, the history of the extortion
 court at Rome (in Papers of the British School at Rome XIV.
 1938, p.p. 98-114); H. Hill, op. Cit., p. 123 は紀元前一〇四年と
 して Münzer, C. Serv. Glaucia, in P-W は紀元前一〇一年として
 いるが、何れとも決定すべき根本史料を欠いている。しかし紀元前一
 〇六年のカエト木の改革とあわせ考えると、紀元前一〇四年説が妥
 当と考えられる。
- ⑳ Cic., Prov. Cons. 19.
- ㉑ Cic., Har. Resp. 43; Sest., 39.
- ㉒ Cic., ibid. Diod. Sic., XXXVI, 12.
- ㉓ H. Hill, op. cit., P. 123.
- ㉔ Val. Max. VIII, 5, 2; Cic., Front. 24. H.Hill, op. cit., P. 124.
- ㉕ H. Hill, op. cit., P. 124.
- ㉖ Kübler, Maiestas, in P-W. XIV, 1
 Cic., de Orat., II, 107; 201; Val. Max., VIII, 5, 2; Vgl. P-W.
 loc. cit.
- ㉗ H. Hill, op. cit., P. 126.
- ㉘ De Vir. illust., 73, 1.
- ㉙ [Cicero,]Ad Heren. I, 21
- ㉚ Plut., Marius, XXIX, 1.
- ㉛ Liv., Epit. 69.
 Cic., Pro C. Rab. Perd., VIII, 22
- ㉜ Cic., ibid., VI. 20.
- ㉝ Cic., Pro Rab. Perd., VII, 20
- ㉞ Cic, ibid., XI, 31; Val. Max., III, 2, 18; Plut., Marius, XXX, 3.
- ㉟ Vancura, Leges agrariae in P-W. XII, 1., 118of.
- ㊱ Cic., pro C. Rab. Post. 15.

あ と が き

本論文には強いて結論をださなかつた。漸く紀元前一〇〇年までの騎士階層の発展史をたどつて来たが、すでに割当てられた紙数を殆ど使い果した。しかも論じたい問題は尚非常に多い。恐らくそれらを詳論するには本論文と同程度の紙数を必要とするであらう。そこで私はここでは若干の展望を書きしるして、その詳説は後の機会にゆずりたいと思う。

グラックス以後民党と元老院中心の貴族派との対立・闘争が激化し、遂にサトゥルニヌスの革命的運動を惹き起すまで

になつたことは本論で論じたところである。そしてその間ローマ騎士階層が、経済的利益の追求を中核的インテンションとして、時には民党と結んで反元老院的運動を展開し、時には元老院と結托して民党と対決したことも論及した。

紀元前一世のローマでは、サトゥルニヌスの失敗後も、民党対貴族派の対立が行われ、また司法権をめぐる元老院と騎士階層との闘争もくり返えされたことは、紀元前二世末の情勢と変わりはない。しかしやがてローマ社会の動向を決定する新しい要素が、何にも増した力をふるうにいたつた。武力がこれである。勿論これまでも内政上の紛乱を鎮める上に武力が決定的力をあらわしたことはあつた。グラックス兄弟の運動の場合もサトゥルニヌスの革命鎮圧のときも、ともに武力が用いられた。しかしそれはみな既存の秩序を維持し恢復するための武力、いわば伝統的な共和制秩序の中で動いた武力であつた。ところが貴族派の統領としてスルラが登場し、マリウスさらにキンナを中心とした民党勢力を武力的に撃破し、かれ自身、紀元前八二年無期限の総統 *dictator* となり、その独裁的権力をもつて民党指導者を法的に支えて来た護民官制度を廃止し、騎士階層が極力保持しようとした司法権を元老院議員の手に恢復した。そもそも国家非常時に独裁的に政治を行いうるよう総統が任命されるのは、ローマ法において認められた非常手段であるが、その任期は厳に半年に限られていた。われわれはこの総統任期の限定にローマ人の共和制維持と独裁君主の出現を防止しようとする堅い精神をみるのである。今やスルラの総統の任期は無期限である。このことを元老院が承認したということは、従来の法秩序が現実的には最早維持できなくなつたことを認めたことを意味している。また共和制成立直後以来の護民官を廃止し、約四十年つづいた騎士階層の司法権を元老院に移譲し、多数の騎士を虐殺追放するという急角度の社会変革も、かれの強大な武力によるものに他ならない。武力は最早伝統的法秩序を維持するための力ではなくて、新しい秩序を生み出す根源的力となつた。武力によつて生まれた秩序はただ武力によつてのみ破られる。そのことを今後ポンペイウスとカエサル、アントニウスとオクタウィアヌスの武力闘争が物語る。ところがわれわれはこれらの武將の陣営のいずれにも騎士階層のものが所

属しているのを見出すのである。それは何を物語るであろうか。

従来のローマ社会は、とくにグラックス兄弟の運動以後は、一方の柱に元老院中心の貴族があり、他方の柱に民衆指導者があり、騎士階層はその中間的存在であった。しかし如何なる党派をも越えて武力が最後の決定権をもつに至ると、騎士階層は従来の判断では割り切れない事態に陥った。騎士の中にはキケローのように政界に進出して元老院の中へ上昇し、伝統的貴族から「成り上り者」を意味する「新人 *homo novus*」の語で呼ばれるものもあつたが、多くは、ネポスがその著 *Atticus*, 6. に伝えているように、「政界の波には乗り出さな」(アッティクスがしばしばキケローに忠告した言葉という)を標語とし、専ら経済界に活躍した。かれらにとっては今や民党に結びつくとか元老院派に結びつくということよりも、有利な将来を招くためには、どの武将と結託すべきかが問題である。その選択は騎士個人個人のリスクである。それぞれの武将を中心とした徒党 *Factio* (拙稿、ローマ共和制崩壊期の社会、参照)の中に騎士階層のものが見出されるのも不思議ではない。

武将の闘争がやがて共和制を崩壊せしめるに至ることは、キケローが幾度か警告していた所である。かれはそれを防止しようとして、元老院議員と騎士階層の和解・提携 *concordia ordinum* を強調したが、騎士階層の関心はそこにはなかつた。かれらは自らの利益のために、共和制の崩壊、帝政の成立を、政治的にはこれを傍観し、事実の上ではそれを助成した、といえるのである。

尚帝政時代に騎士階層の活動が如何に展開されたかが、最後の問題として残っている。アウグストゥスの元首制確立以後、元老院をできるだけ無力化して、「官僚的絶対主義」が成立して来るが、この時期には騎士階層の一部は依然として帝国全体を舞台として経済活動を持続するのであるが、多くの騎士は貴族とともに帝国の官僚や軍隊指揮者となり、帝政を支える支柱となつていたのである。その意味からいってローマ帝政は、軍隊と貴族と騎士階層の三本の柱に支えられ

た「絶対主義的」政治体制であつたといえよう。

一九六三年八月廿二日稿了

追記

本論作成にあたって多くの示唆を得た *Beatrice Jenny, Der römische Ritterstand während der Republik* と *H. Strassburger, Concordia ordinum* とは吉村忠典氏の御好意により、氏の蔵書を撮影して読み得たものである。記して深甚の謝意を表す次第である。